

調布市
災害時受援・応援計画

令和7年3月

調 布 市

目次

第1章 総論	1
第1節 目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の発動基準・対象期間	2
第2章 受援計画	4
第1節 体制	4
1 調布市災害対策本部の組織	4
2 受援の枠組み	8
3 受入れにあたっての事前準備	10
第2節 救出救助機関からの受援	13
1 救出救助活動に係る市の体制	13
2 救出救助活動に係る都の体制	14
3 自衛隊の派遣要請及び受入れ（災害派遣）	15
4 L.O.（情報連絡員）との連携	16
第3節 人的受援	17
1 基本的な考え方	17
2 受援対象業務	20
3 人的受援の流れ	21
4 ボランティアの応援	28
5 費用負担	31
第4節 物的受援	33
1 基本的な考え方	33
2 市及び関係機関等の対応	34
3 物資種別と応援時期の目安	35
4 物資調整の流れ	36
5 個人・企業等からの義援物資	43
6 費用負担	43
第3章 応援計画	45
第1節 体制	45
1 応援活動の組織体制	45
2 応援調整事務局の設置	46
3 応援活動の決定の流れ	49
第2節 人的応援活動	50
1 人的応援の基本的な流れ	50
2 応援派遣が予想される業務	51
3 応援職員の選考	52
4 応援職員の派遣	53
5 被災地での応援活動	54
6 調布市内での応援活動	55
7 応援職員の派遣にあたっての留意事項	56
8 費用負担	56
第3節 救援物資・義捐金等の対応	57
1 物的応援の基本的な流れ	57
2 救援物資の対応	58
3 義捐金の対応	59
4 災害派遣等従事車両証明書の発行	59

5 費用負担	59
第4節 応援力強化の取組	63
1 人材の育成	63
2 応援職員に必要な資機材等の準備	63
第4章 本市の災害特性に応じた対応	64
第1節 首都直下地震	64
第2節 南海トラフ地震	65
第3節 大規模風水害	66
第4節 火山噴火	67
1 島しょ火山噴火	67
2 富士山噴火による降灰	67
第5節 複合災害	68
1 地震発生後に風水害が起こる場合	68
2 噴火による降灰に併せて地震が発生した場合	68

第1章 総論

第1節 目的

本市では、建築物等の耐震化や不燃化等のハード対策による強靱化はもとより、発災時に迅速かつ円滑な災害対応を行えるよう、災害対策本部体制の充実・強化などに取り組んできた。しかし、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、過去の災害とは比較にならない規模の膨大な災害対応業務が生じると想定される。発災時には、地域防災計画及び業務継続計画（BCP）に基づき、必要な人員や物資を確保して災害対応にあたることになるが、災害の規模が甚大になればなるほど市単独での対応は困難となることが予想される。

平成23年東北地方太平洋沖地震及び平成28年熊本地震などにおいても、被災した自治体に対し、全国から多種多様な応援が行われた。しかし、他の自治体や民間団体等からの人的・物的応援の受入れにまで手が回らず、適切な応援を受けられなかったことが教訓として指摘されている。

被災自治体による災害対応の停滞は、被災者の生活再建や被災地の復旧・復興に重大な遅延をもたらすおそれがある。一刻も早く対応するため、平時から、市及び関係団体との応援に係る役割分担や連絡窓口、応援要請や受入れ手順等の具体的なルール、手順、体制等を可能な限り明確化しておく必要がある。

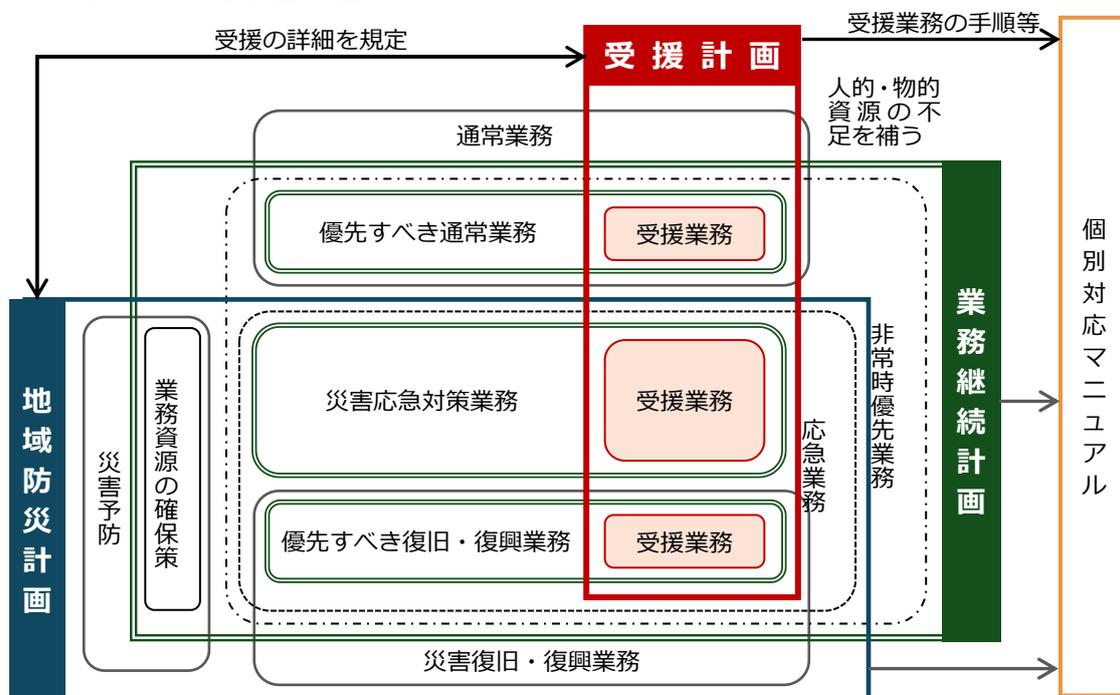
このような状況を踏まえ、国は平成29年に「地方公共団体のための災害受援体制に関するガイドライン」を公表し、自治体に対し、あらかじめ受援体制を整備することを求めており、令和2年4月には、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を策定（令和3年6月最終改訂）した。都においても、平成30年に「東京都災害時受援応援計画」を策定（令和5年11月改定）し、関係機関や広域応援協定団体等との連携をより高め、受援応援体制の一層の強化を図っている。

「調布市災害時受援・応援計画」（以下「本計画」という。）は、外部からの応援の受入れや他自治体へ応援に行く際の『体制』や『手続き』、応援を受ける『業務』等を整理し、災害時の円滑な応援の受入れによる災害からの早期復旧、ならびに被災自治体への早期支援を図ることを目的に策定する。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、地域防災計画の下位計画として受援の詳細を規定するとともに、業務継続計画に定めている非常時優先業務を実施する際に不足する人的・物的資源を確保し実効性を上げること、及び他自治体の復旧を支援する応援体制を整備するための計画として位置づける。

＜本市の受援における計画の位置づけイメージ＞



第3節 計画の発動基準・対象期間

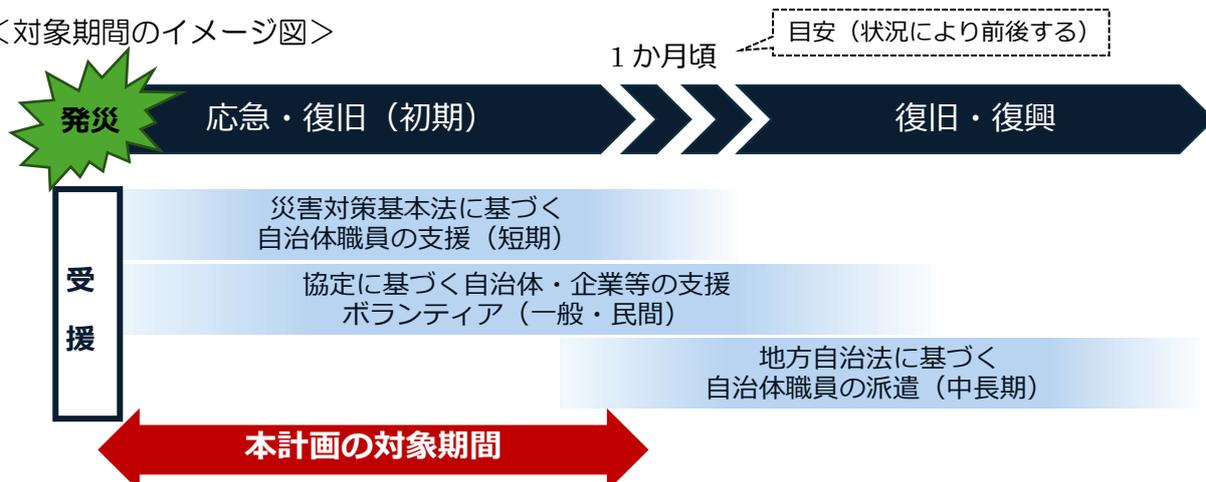
計画の発動基準は下記のとおりとする。

＜計画の発動基準＞

受援計画	大規模災害により災害対策本部を設置し全庁的な対応を必要とする事態において、本市独自では十分な業務継続、応急対応が実施できない場合
応援計画	震災や風水害等の発生を覚知し、被災市区町村等から要請を受けた場合

本計画の対象期間は、発災後の混乱期から市民生活が一定の落ち着きを取り戻す1か月程度を目安とする。（状況により、それ以降も応援受入れが発生する場合はある）

＜対象期間のイメージ図＞



なお、復興期においても災害対応への応援が必要であり、さらに長期的な対応が必要と見込まれる場合は、災害対策基本法第67条、68条、74条に基づく受援から、地方自治法第252条の17第1項に基づく職員派遣となることから、本計画の対象外とする。

初期期・応急期・復旧期（初期）	災害対策法に基づく応援	<p>災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。</p>	<p>【想定業務】 避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など</p>
	相互応援協定に基づく応援	<p>地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。 応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。</p>	<p>【想定業務】 協定に規定されている業務</p>
復旧期（中期以降）・復興期	地方自治法に基づく派遣	<p>地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。</p>	<p>【想定業務】 災害査定等の社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧）など</p>

出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月 内閣府（防災担当））

第2章 受援計画

第1節 体制

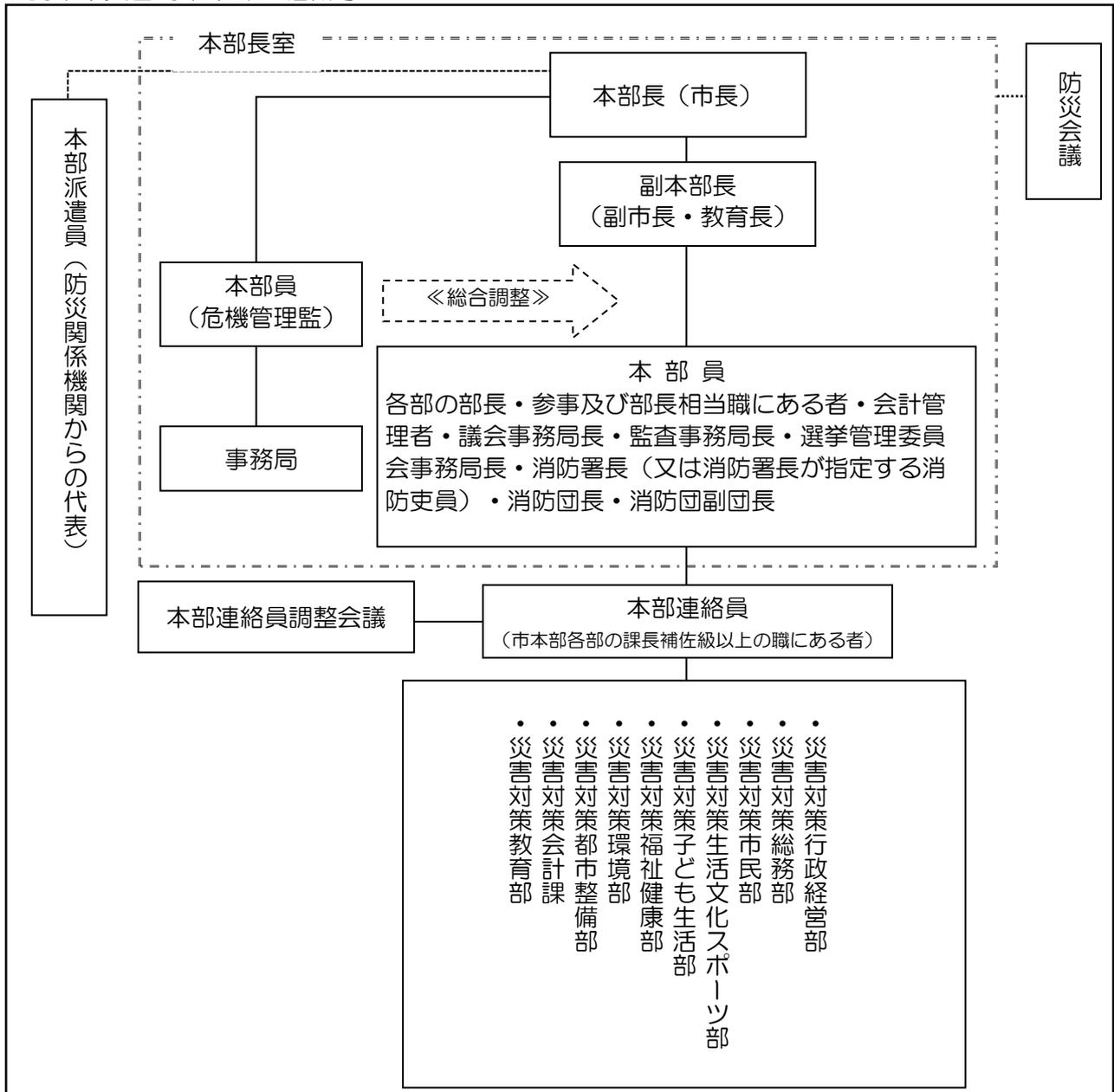
1 調布市災害対策本部の組織

(1) 調布市災害対策本部の運営

市は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策活動の推進を図る必要があると認めるときは、調布市災害対策本部(以下、市災害対策本部という。)を設置する。また、勤務時間外に調布市で震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が参集することとし、速やかに災害対策本部を設置できるよう定めている。

市災害対策本部は、本部長室、事務局、各部班を設置する。部相互間の連絡調整を図る必要があると認めるとき、又は本部連絡員から要求があったときは、危機管理監が総務部総合防災安全課長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。

<調布市災害対策本部の組織等>



本部長室は、本部長（市長），副本部長（副市長，教育長），本部員及び事務局をもって構成する。主として事務局が準備する応急対策に係る実施方針や措置案について審議，意思決定し，統括調整部及び各部に対して対策の実行や新たな措置案の検討を指示する。

事務局は，総合防災安全課及び重要な応急対策の主管課職員によって組織される各班等を設置する。災害に係る情報の集約・分析，災害対策本部の活動方針の策定，重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い，本部長及び本部員会議の意思決定を補佐するとともに，必要に応じ各部への指示，総合調整を実施する。

災害対策本部の各部班は「災害対策〇〇部」として，本部長及び本部員会議が決定した対策実施方針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動並びに復旧活動を実行する。また，必要に応じ事務局が検討した実施構想に基づき細部の実施計画や実施要領を検討し，その結果に基づき応急対策活動に取り組む。

(2) 本部長等の職務

本部長等の職務を下記に示す。

本部長	本部の事務を総括し，本部の職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代理する。
危機管理監	<p>本部長の命を受け，各防災機関を総合調整するほか，次に掲げる事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 ・本部の職員の動員に関すること。 ・本部における通信施設の保全に関すること。 ・自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。 ・市本部の運営に関すること。 ・各部にまたがる事務や各部では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。
本部員	<p>本部長の命を受けて本部長室の事務に従事し，次の事項について，速やかに本部長に付議・報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査把握した被害状況等 ・実施した応急対策の概要 ・今後実施しようとする応急対策，復旧の内容 ・本部長から特に指示された事項 ・その他必要と認められる事項

(3) 調布市災害対策本部における受援に関する部門

市災害対策本部の班における受援に関する分掌事務を下記に示す。

人的受援については「広域連携班」が、物的受援については「救援物資班」が中心となり
庁内全体の受援業務を総合調整する。

分類	班	分掌事務等
人的 受援	広域連携班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人的受援応援に係る総合調整 2 関係機関との連絡調整, 応援受入調整 3 被災地区や庁内各部からの人的応援要請を集約し, 東京都との人的応援に係る派遣調整, 国, 他縣市等広域調整部門を経由して広域応援団体に対して応援要請を行う 4 ボランティアセンター, 社会福祉協議会と連携し, 人的応援の要請 5 その他特命事項
物的 受援	救援物資班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所及び在宅避難者等への救援物資に係る実施構想の策定 2 備蓄倉庫, 広域輸送基地, 輸送拠点, 協定事業者の被害状況の確認 3 協定事業者との物資調達や物資輸送に係る連絡調整 4 国や東京都, 民間企業からの物資輸送に係る連絡調整 5 東京都との物資品目, 数量, 輸送要領(手段, 時間)に係る連絡調整 6 その他特命事項

人的受援, 物的受援に係る各担当者の主な役割は下記のとおりである。

◆各受援担当者の主な役割

分類	主な役割
人的 受援	庁内全体の 人的受援担当者 (広域連携班) <ul style="list-style-type: none"> ・都災害対策本部(以下「都本部」という。)(区市町村調整部門)や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入調整に関する事 ・各業務の受援担当者との応援職員等の受入調整に関する事 ・各業務の人的応援のとりまとめに関する事 ・受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関する事
	各受援業務の 受援担当者 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内全体の受援担当者との応援職員等の受入調整に関する事 ・各業務における応援職員等の受入れに関する事(状況把握, サポート等)*
物的 受援	物資総括担当者 <ul style="list-style-type: none"> ・物的受援業務の全体統制 ・他の応援団体等への応援要請に関する事項
	物資調達担当者 <ul style="list-style-type: none"> ・応援物資の確保, 調達(医療関係を除く) ・地域内輸送拠点の開設, 運営
	物資配布担当者 <ul style="list-style-type: none"> ・物資の受入れ, 管理

※詳細は次頁を参照

○人的受援における各受援業務の受援担当者の主な役割

受援に関する状況把握

- 各班における人的・物的資源ニーズのとりまとめ（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か）。
- 各班における人的・物的資源の受入状況のとりまとめ（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援を受けているか）。

人的・物的資源の調達・管理

- 人的・物的資源に関するニーズと現状の受入状況から、資源の過不足を整理。
- 各班の中で庁内職員（本市職員）と応援職員の業務分担を明らかにする。
- 業務の実施状況を踏まえ、今後求められる応援内容を検討し、必要となる人的・物的資源の見積もり。
- 今後必要となる人的・物的資源の応援を要請し、配置を計画。

庁内調整

- 受援に関する状況把握でとりまとめた結果を、広域連携班（人的受援担当）へ報告。

調整会議への参加

- 広域連携班（人的受援担当）が実施する調整会議への参加。

応援職員への支援

- 業務に必要な場所、待機場所、資機材等の執務環境を準備するよう努める。
- 広域連携班（人的受援担当）と協力し、応援職員の待機場所、応援職員によるミーティングの開催ができる環境を提供（場所・環境の確保は、庁舎の被災等によって困難な場合もあるが、可能な限り検討する）。

2 受援の枠組み

(1) 人的受援

① 都による応援

自治体間の受援応援に係る調整に当たっては、都と密接に連携し、迅速かつ的確な受援につなげていく必要がある。

広域連携班は、被害状況、人的受援ニーズ等を、DIS（東京都災害情報システム）を活用して報告し、都と受援内容を調整する。

② 応援協定に基づく他の地方公共団体等による応援

市は、地震等による大規模災害発生時に、市単独では十分な応急対策等が実施できない状況に備え、都や甲州街道サミット等との間で広域連携協定を締結し、災害発生時の相互応援の枠組みを確保している。

人的受援については、総務省の応急対策職員派遣制度を優先活用することとし、都と調整する。

◆市が活用・締結する自治体間の災害時相互応援協定等

協定・制度名	構成団体
応急対策職員派遣制度（総務省）	総務省自治行政局，全国知事会，全国市長会，全国町村会，指定都市市長会等
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	東京都，都内23区，都内26市，都内13町村
調布市狛江市消防相互応援協定	狛江市
三鷹市，府中市及び調布市に係る消防の相互応援に関する協定書	三鷹市，府中市
震災時の相互応援に関する協定	多摩地区31市町村（八王子市，立川市，武蔵野市，三鷹市，青梅市，府中市，昭島市，町田市，小金井市，小平市，日野市，東村山市，国分寺市，国立市，田無市，保谷市，福生市，狛江市，東大和市，清瀬市，東久留米市，武蔵村山市，多摩市，稲城市，羽村市，あきる野市，瑞穂町，日の出町，奥多摩町，檜原村）
大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書	甲州街道サミット参加12市 東京ブロック（八王子市，立川市，府中市，日野市，国立市） 山梨・長野ブロック（甲府市，諏訪市，山梨市，大月市，韮崎市，茅野市）
災害時における相互応援協定書	世田谷区
岐阜市及び調布市災害時相互応援に関する協定	岐阜市
富山市及び調布市災害時相互応援に関する協定	富山市
遠野市及び調布市災害時相互応援に関する協定	遠野市
調布市及び木島平村災害援助協定	木島平村

③ 指定行政機関・指定公共機関等による応援

指定行政機関や指定公共機関による応援は以下のような枠組みがある。当該機関への応援要請については、本市から状況報告を受けた都が国に応援を要請する。

◆指定行政機関・指定公共機関等による主な応援

関係機関	応援チーム等	主な活動内容
自衛隊	災害派遣部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索及び負傷者の救助 ・人員や物資の輸送 ・給水
消防庁	緊急消防援助隊	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ・高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索，救助活動
警察庁	警察災害派遣隊	<ul style="list-style-type: none"> ・検視，検視見分及び身元確認の応援 ・緊急交通路の確保
総務省	災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信サービスに関する被害状況の把握 ・関係行政機関・事業者等との連絡調整 ・地方公共団体に対する技術的助言や移動電源車の貸与等の応援
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定	<ul style="list-style-type: none"> ・被災文教施設の応急危険度判定
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期（おおむね48時間以内）から医療活動を実施 ・病院の医療行為を応援 ・被災地の外に搬送する広域医療搬送
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ・既存の精神医療システムの応援 ・被災地での精神保健活動への専門的応援 ・被災した医療機関への専門的応援
農林水産省	農林水産省・サポート・ アドバイス・チーム (MAFF-SAT)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の迅速な把握 ・被災した農地・農業用施設，森林・林業施設，水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術応援
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の迅速な把握 ・被害の発生及び拡大の防止 ・被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な応援 ・気象解説による市町村や関係機関の防災対応を応援（気象庁防災対応支援チーム（JETT））
国土交通省	全国被災建築物応急危険度判定協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急危険度判定
国土交通省	被災宅地危険度判定連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地の危険度判定 ・擁壁等の宅地の危険度判定
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)	<ul style="list-style-type: none"> ・一次仮置場の確保・管理運営，処理困難物対応等に関する現地応援 ・生活ごみやし尿，避難所ごみ，片付けごみの収集・運搬，処理に関する現地応援

内閣府	災害時情報集約支援チーム (ISUT)	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに応じて災害情報を集約・地図化し、専用Webサイト「ISUTサイト」での掲載や、メール等によるPDF形式での提供 避難所、医療施設やインフラ施設（道路、電気、水道、通信）等の状況を重ね合わせた地図を作成
内閣府	災害派遣福祉チーム (DWAT)	<ul style="list-style-type: none"> 派遣先の避難所における、要配慮者への生活応援、相談応援、避難所業務の補佐等 派遣先の社会福祉施設における、施設利用者への介護及び生活応援、施設業務の補佐等

出典：「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和3年6月 内閣府（防災担当））に一部加筆

https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/jyuen_guidelines.pdf

(2) 物的受援

物的受援の基本的な枠組みは下記のとおりである。

救援物資班は、物的受援ニーズ等を物資調達・輸送調整等支援システムを活用して報告し、都と受援内容を調整する。

基本的な枠組み	応援等の種類
市区町村自身による物資の確保	市区町村の備蓄物資の提供・配送
	被災地の物的資源ニーズに基づく確保（発注）
都道府県による提供・応援	協定に基づく地方公共団体、企業等からの備蓄物資の配送・提供
	協定に基づく企業・団体等からの物資の確保
	被災地の物的資源ニーズに基づく確保（発注）
国等による提供	国からのプッシュ型の物資応援
その他	事前に協定を結んでいない主体からの物資応援

出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月 内閣府（防災担当））

3 受入れにあたっての事前準備

(1) 人的受援

① 各業務の受援担当者の選定

災害時の受援対象業務の担当部署は、広域連携班との調整や応援職員等との調整等を行う「各業務の受援担当者」を選定する。

② 執務スペースの確保

各業務の受援担当者は、広域連携班と調整し、各受援対象業務ごとに応援職員等を受け入れる際に必要となる執務スペースを確保する。災害時は普段行わない業務（住民相談窓口や罹災証明受付窓口等）のためのスペースや、各種調整等の会議スペースも必要となるため、応援受入れのためのスペースだけでなく、災害時に利用するその他のスペースも勘案するなど、庁内全体で調整を進める。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペース

の適切な空間の確保に配慮する。

③ 執務環境の整備

応援職員等が業務を行う上で必要な文具、電話、インターネット環境などをできる限り整えておく。

さらに、女性の応援職員が円滑に活動するための環境の整備について、女性専用の更衣室を確保すること、就寝場所の間仕切りを行う等の必要な取組を行う。

④ 宿泊場所の確保

応援職員等の宿泊場所は、応援側で準備することを基本とするが、宿泊場所の確保が困難な場合もあることから、広域連携班は、可能な限り、応援職員等に対して紹介できる宿泊場所や避難所に指定されていない公共施設等をリスト化しておく。

⑤ ボランティア体制の整備

平時より、調布市社会福祉協議会や市民活動団体等との連携体制を整え、プラットフォームをつくり、協働体制を確立する。また、ボランティアやNPO等の自主性、自発性を尊重し、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティア等が行う個別・多様性を中心とした救援活動の相違について理解を深める。ボランティアには、万一の備えとしてボランティア活動への保険に加入してもらおう。加入手続きは、市民活動支援センター、及び市内の各コーナーで行うことができる。

【加入手続き可能な施設】

- ・市民活動支援センター
- ・染地ボランティアコーナー
- ・西部ボランティアコーナー
- ・富士見ボランティアコーナー
- ・小島町ボランティアコーナー
- ・緑ヶ丘ボランティアコーナー
- ・菊野台ボランティアコーナー

災害ボランティアセンターの業務は多岐にわたるため、市、調布市社会福祉協議会、ボランティアが行う活動や役割を平時より整理しておく。

調布市社会福祉協議会と協力して、調布市ボランティアセンターの運営マニュアルの整備や訓練等を通じて、災害時に多数のボランティアを受け入れるための手順の確認をしておく。

(2) 物的受援

① 備蓄コンテナの増設

避難者用備蓄物資等の災害対策資器材を保管するため、小・中学校等に備蓄コンテナを配置し、防災備蓄倉庫・防災倉庫を設置している。引き続き備蓄スペースの確保のため、備蓄コンテナの増設を進める。

② 輸送拠点の整備

避難所等へ備蓄物資等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定する。地域内輸送拠点として、大型拠点倉庫を市内東部、西部、南部、北部、中央部に各1箇所ずつ整備を図るとともに、民間の物流事業者等の施設活用について取り組む。

◆大型拠点倉庫（地域内輸送拠点倉庫）一覧

NO	名称	所在地	面積	建設年度・構造
1	大町防災倉庫	菊野台3-27-40 市民大町スポーツ施設	252.00 m ²	H21年2月・鉄骨造 2階建
2	小島町防災倉庫	小島町3-98-5	305.67 m ²	H29年3月・鉄骨造 平屋建
3	味の素スタジアム (施設内の一部)	西町376-3	800.00 m ²	協定に基づく使用

◆市備蓄倉庫一覧

(R6.3月末)

NO	名称	所在地	面積	建設年度・構造
1	緑ヶ丘 防災備蓄倉庫	緑ヶ丘2-20-16 緑ヶ丘児童館	20.48 m ²	S59年3月・鉄筋コン クリート 地上2・中地 下(1階部分)
2	仙川 防災備蓄倉庫	仙川町1-21-5 せんがわ劇場	22.67 m ²	H19年12月・鉄筋コン クリート 平屋建
3	調和小学校 防災備蓄倉庫	西つつじヶ丘4-22-6 調和小学校	76.00 m ²	H14年9月・鉄筋コン クリート
4	佐須 防災備蓄倉庫	佐須町4-42-2 佐須児童館	22.27 m ²	H16年4月・鉄筋コン クリート 2階建(1階 部分)
5	深大寺 防災備蓄倉庫	深大寺東町5-14-1 深大寺児童館	20.16 m ²	S54年3月・鉄筋コン クリート 地上2・中地 下(1階部分)
6	調布ヶ丘 防災備蓄倉庫	調布ヶ丘3-58-2 調布ヶ丘地域福祉センター	20.00 m ²	S54年9月・鉄筋コン クリート 平屋建
7	多摩川 防災備蓄倉庫	多摩川5-1-2 多摩川児童館	20.06 m ²	S53年3月・鉄筋コン クリート 平屋建
8	上石原 防災備蓄倉庫	上石原2-15-6 西部地域福祉センター	20.06 m ²	S52年9月・鉄筋コン クリート 平屋建
9	富士見 防災備蓄倉庫	富士見1-8-1 富士見児童館・寄付(都)	20.00 m ²	S54年・鉄筋コンクリ ート 平屋建
10	深大寺 北町防災倉庫	深大寺北町1-1-4	56.70 m ²	S58年3月・鉄骨造 2階建
合計			298.40 m ²	(10箇所)

③ 燃料の確保

災害時に一般車両が給油所に殺到することを抑制するため、日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を展開し、自家用車等の燃料の日常備蓄を促進する。特に庁用車については、日頃から残量チェックを行い、残量が半分程度で給油を行うよう呼び掛ける。

第2節 救出救助機関からの受援

大規模災害発生時、本市は、調布警察署、調布消防署、消防団、自衛隊（陸上自衛隊第1後方支援連隊）、第三管区海上保安本部等（以下「各機関」という。）が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、都と緊密に連携を図り、情報を共有する。

なお、本計画で定める内容及び各種手続きは、各機関の計画や方針等と整合を図り、それらにのっとり行う。

1 救出救助活動に係る市の体制

市長は、災害の発生するおそれがあるときは、災害対策基本法第58条の規定に基づき、警察・消防に対し、応急措置等の実施を要請する。

市は、調布警察署、調布消防署、消防団、自衛隊（陸上自衛隊第1後方支援連隊）、第三管区海上保安本部等を通じて、関係部隊との緊密な連携により災害応急対策に取り組む。

また、救出・救助活動を迅速に実施するためには、部隊のベースキャンプ地や資器材等の置き場所などが必要である。都は、各応援部隊等が被災者の救出救助等を行うためのオープンスペースを、「大規模救出・救助活動拠点」（都立公園等35箇所、清掃工場25箇所）として指定しており、本市内では、「都立神代植物公園」及び「都立武蔵野の森公園」、医療機関近接ヘリポートとして、「調布市民野球場」が該当する。市は、都の現地機動班と連携して、大規模救出活動拠点である「都立神代植物公園」及び「都立武蔵野の森公園」、「調布市民野球場」の態勢を整え、応急対策活動を行う。

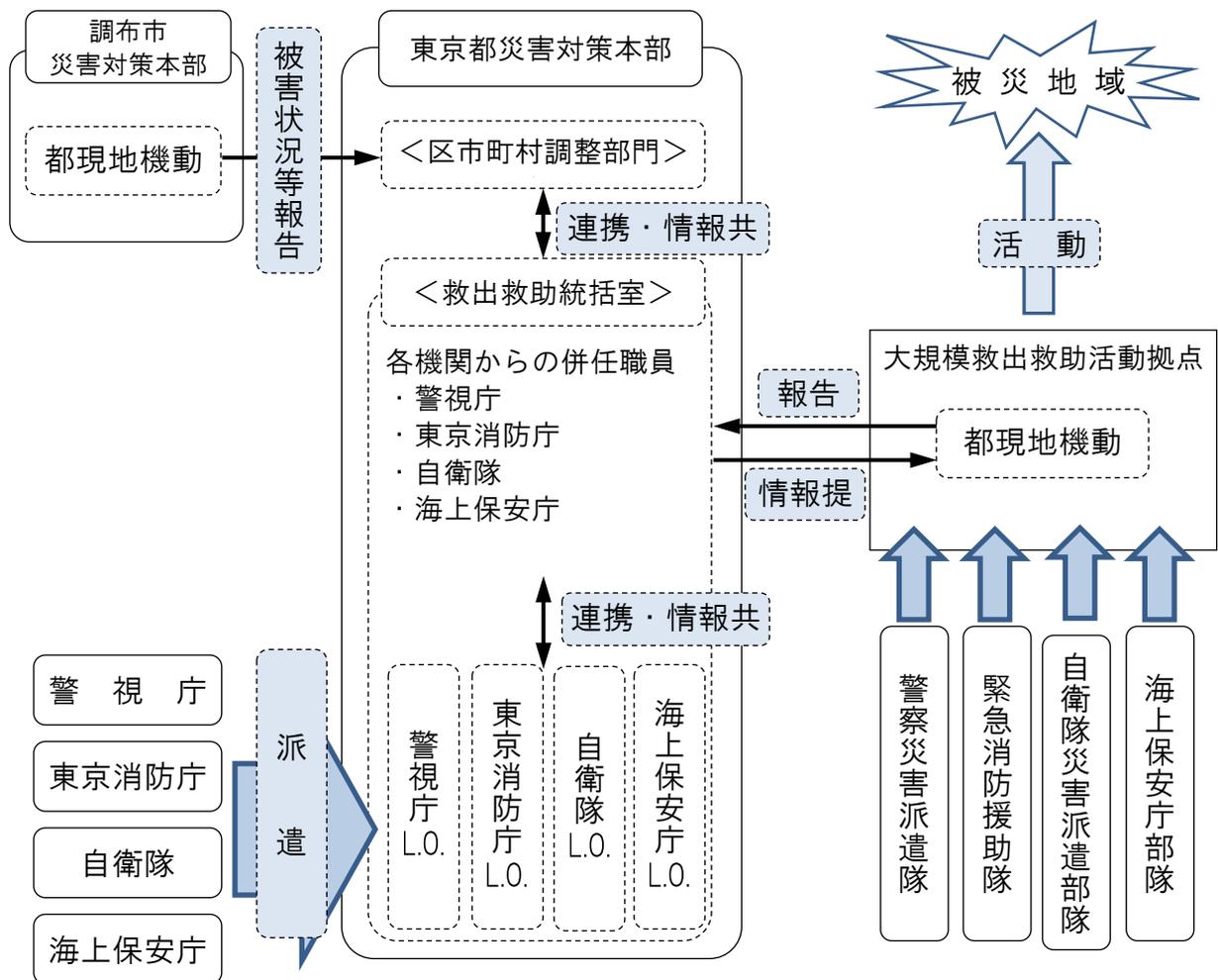
市災害対策本部は、災害対策活動に従事する各種機関（自衛隊、消防、警察等）の応急活動拠点として指定している市立小中学校、大町スポーツ施設や、ヘリコプターの離発着場についても、周辺の被害情報等を確認し、救出救助活動に利用できるよう態勢を整える。

2 救出救助活動に係る都の体制

都は、大規模災害発生時、全国からの各機関の応援部隊の応援を円滑に受け入れるため、活動拠点の態勢を整え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等と情報共有を図り、応急対策活動を行う。

各活動拠点においては、都の現地機動班が各応援部隊の受入れ準備をするとともに、受入れに伴う各機関との連絡や各種調整、各機関の活動に必要な応援等を行う。

◆救出救助活動に係る関係機関との連携



※L.O. : Liaison Officer の略。情報連絡員（リエゾン）

出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年度改定版）

3 自衛隊の派遣要請及び受入れ（災害派遣）

自衛隊の災害派遣は、情報収集、人命救助・捜索救助、消防及び水防活動、応急医療及び救護、緊急輸送、生活応援等を行う。

市及び自衛隊は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報を交換する。

(1) 都知事への要求及び直接通知

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認めた場合、都知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定により自衛隊災害派遣を要請するように求める。通信の途絶等により都知事に対する要求ができない場合には、直接自衛隊に被害状況を通報する。

自衛隊は、緊急性、非代替性、公共性を総合的に勘案し受理の判断をする。なお、特に緊急性が高く、知事等の要請を待ついとまがない場合には、自衛隊が自主的に活動を開始する場合がある。事態の推移に応じ、災害派遣要請を行わないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

(2) 派遣要請に向けた手順

① 都本部への通報

市は、都知事への要求に先立ち、被害の状況及び期待する自衛隊の活動内容を通報する。

② 自衛隊への依頼内容の決定

市、都本部及び自衛隊との間において相互調整を迅速に実施し、依頼内容を明らかにする。

③ 派遣要請に係る文書の作成

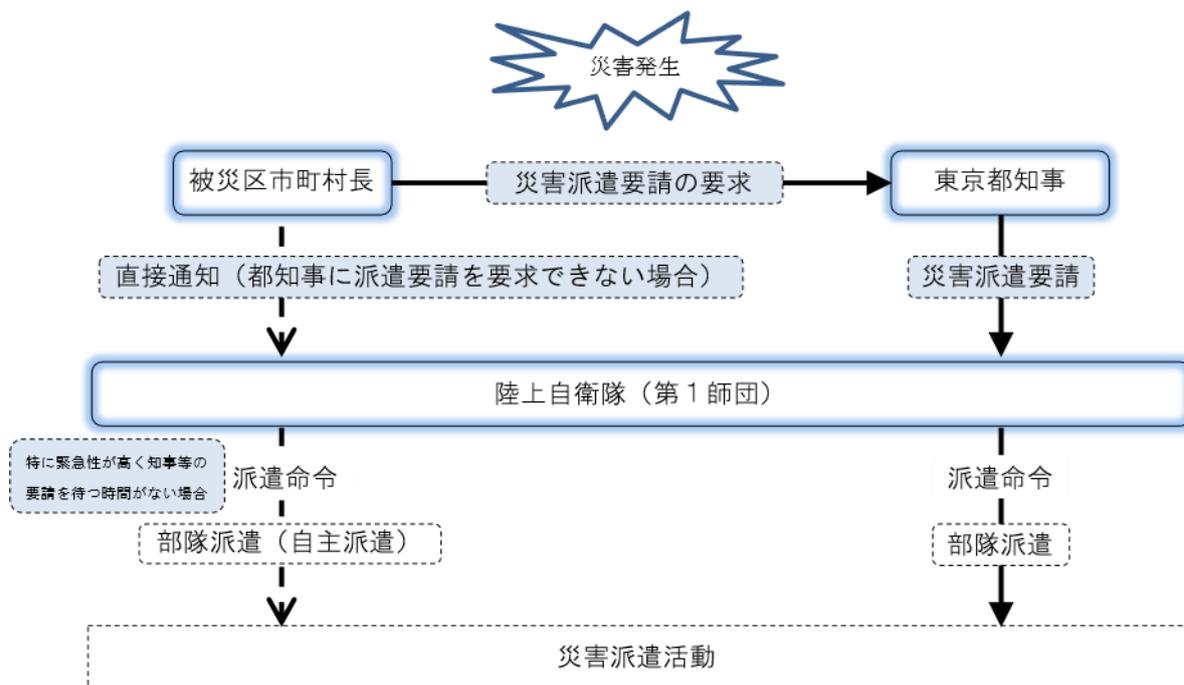
市は、都知事に対して可能な限り文書により要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を送達する。

自衛隊の派遣要請及び受入れ態勢については、資料編に示す。

【参考】 自衛隊の災害派遣要請実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて
緊急性 : 差し迫った必要性があること
非代替性 : 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと
公共性 : 公共の秩序を維持するという妥当性があること

◆自衛隊への災害派遣要請の流れ



出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年度改定版）

4 L.O.（情報連絡員）との連携

本市は、発災時に本市の災害対策本部や現地の活動拠点等の必要な場所において、警察、消防、自衛隊、海上保安庁から派遣されるL.O.（情報連絡員）を受け入れ、災害及び対応状況に関する情報を提供するとともに、必要な要請や調整を行う。

このため、平時より、本市に所在する警察、消防等と緊密な連携を図るとともに、自衛隊の受入手順などについて、陸上自衛隊第1師団第1後方支援連隊、（海上自衛隊横須賀地方総監部、航空自衛隊作戦システム運用隊本部）と協議する。関係機関の連絡先は、資料編に示す。

※L.O.：Liaison Officer の略。情報連絡員（リエゾン）

第3節 人的受援

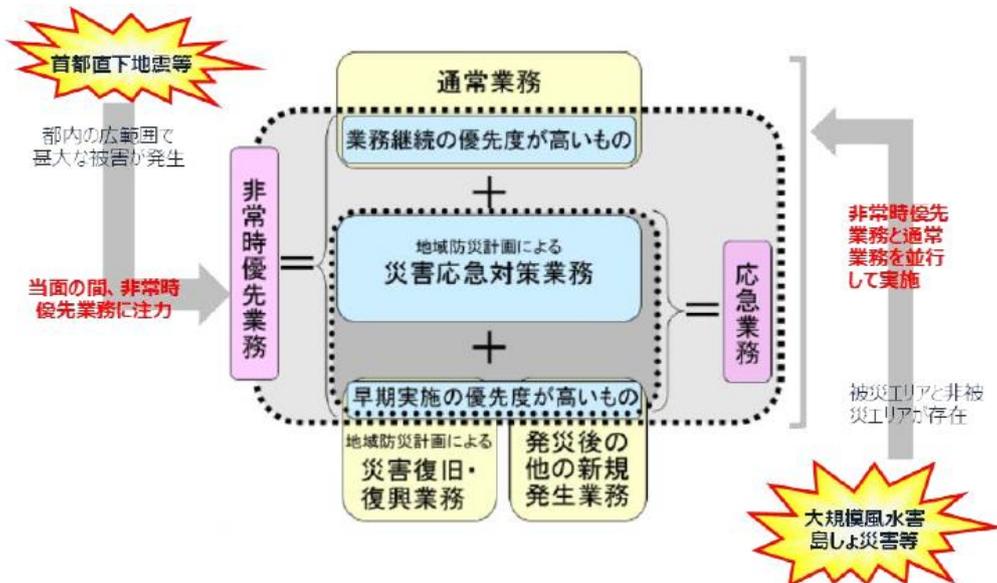
1 基本的な考え方

(1) 非常時優先業務の実施

市は、市業務継続計画に基づき、応急対策業務及び早期実施の優先度の高い復旧・復興業務、業務継続の優先度の高い通常業務を「非常時優先業務」として選定し、市自らが被災した状況であっても優先的に実施し、非常時優先業務以外の通常業務は休止する。

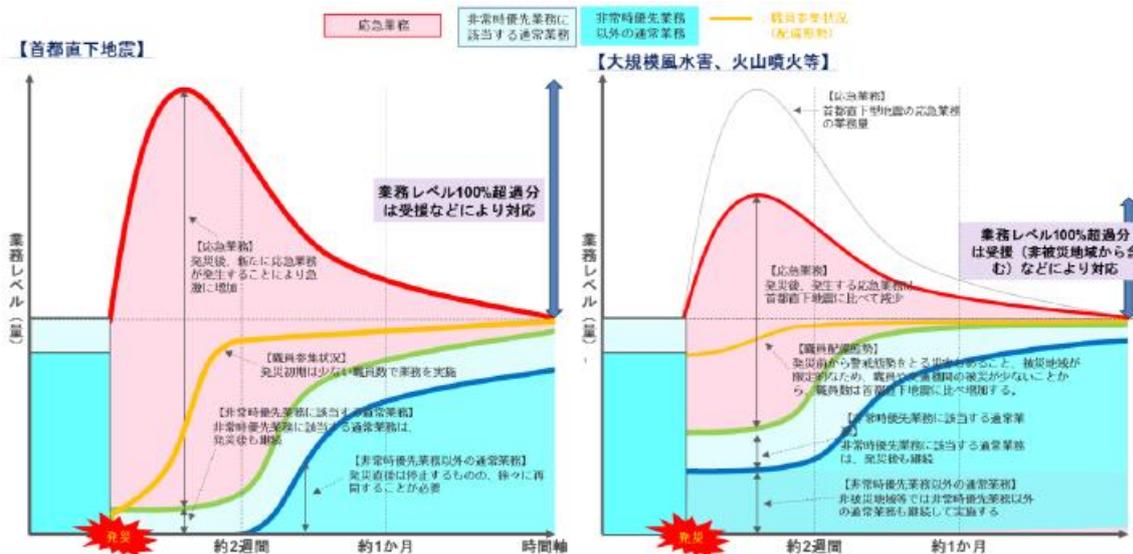
各班においては、自班の災害対応業務がなくても、即座に通常業務を再開するのではなく、全庁的な視点を踏まえ、他班の非常時優先業務の実施に最大限協力し、本市職員の活用を優先する。本市職員だけでは十分な災害対応ができない場合には、迅速に応援要請を行い、応援要請の時期が遅くならないように留意する。

◆非常時優先業務のイメージ



出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年度改定版）

◆発災後に実施する業務の推移イメージ



出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年度改定版）

(2) 応援を受入れる上での留意事項

① 躊躇ない応援の要請

本市の職員だけで災害対応を行うことは困難であり、災害対応に必要な職員等を早期に確保することを重視し、空振りを恐れることなく「躊躇ない応援の要請」を行う。

② 応援職員・ボランティアの積極的な活用による業務効率化

応援職員及びボランティアは、過去の災害での応援経験を持ち、ノウハウを有している場合が多いため、積極的に情報共有して業務の効率化を図る。

③ 災害マネジメントの重要性の認識

大規模災害時に本市のみで、将来を見通した予測・計画、業務の実施体制の整備、指揮命令系統の確立、調整の実施、業務の統制・管理などのマネジメント業務を的確かつ円滑に行うことは困難である。災害対応ノウハウのある都職員や、応急対策職員派遣制度の総括支援チームの派遣をいち早く要請し、助言・指導を受けながら対応する。

④ 応援職員の受入れと配置調整

応援職員等が行う業務を明確化しておき、応援職員等が到着後速やかに各業務に配置できるようにする。さらに、応援職員の過不足の発生状況を把握し、応援職員等の健康面に問題がないかなどを把握し、適宜配置を調整する。

⑤ 業務を任せきりにしない（自らの判断による災害対応の実施）

応援終了後は本市職員が主体となって取り組まなければならないため、応援職員等に業務を任せきりにしない。

また、業務の意思決定者は原則、本市である。応援職員等が撤収するまでに、業務の引継ぎによって知見の継承をしておく。

⑥ 応援期間の終了時期を見据えた業務予定

本市のみで災害対応業務が遂行できるよう目指すとともに、応援職員等がいる期間内に多くの人手を要する業務が終了できるようにするなど、応援期間の終了時期を見据えて業務の見通しを立てていく。

(3) 長期化への対応

① 職員の健康管理への配慮

応援職員による人的資源の強化により、適切な職員配置、ローテーション勤務を組むなど職員の健康管理（メンタルヘルスを含む）へ配慮する。なお、区職員等が一斉に交代することで混乱が生じないように、順序をつけてローテーションし、持続可能な業務継続を行う。

② 地方自治法に基づく職員派遣への切り替え

復興期においても災害対応への応援が必要であり、さらに長期的な対応が必要と見込まれる場合は、地方自治法第252条の17に基づく職員派遣の要請を検討する。

◆地方自治法（令和6年3月1日施行）

(職員の派遣)

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会もしくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会もしくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当(退職手当を除く。)及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会もしくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、もしくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

2 受援対象業務

人的受援の受入れを必要とする業務（受援業務）は、近年の災害時に共通し、業務負担が大きいと考えられる受援応援業務として、以下の26業務を想定する。

受援対象業務については、業務の実施に必要な事項（業務の概要や必要な職種など）をまとめた個別の「受援シート」を作成した。人的受援の応援要請・受入れは基本的に「受援シート」の内容をもとに行い、効率的に応援を受ける。

なお、「受援シート」は災害の種類や被害状況等を踏まえ、応援職員等と協議し、必要に応じて内容の追加、変更等を行う。

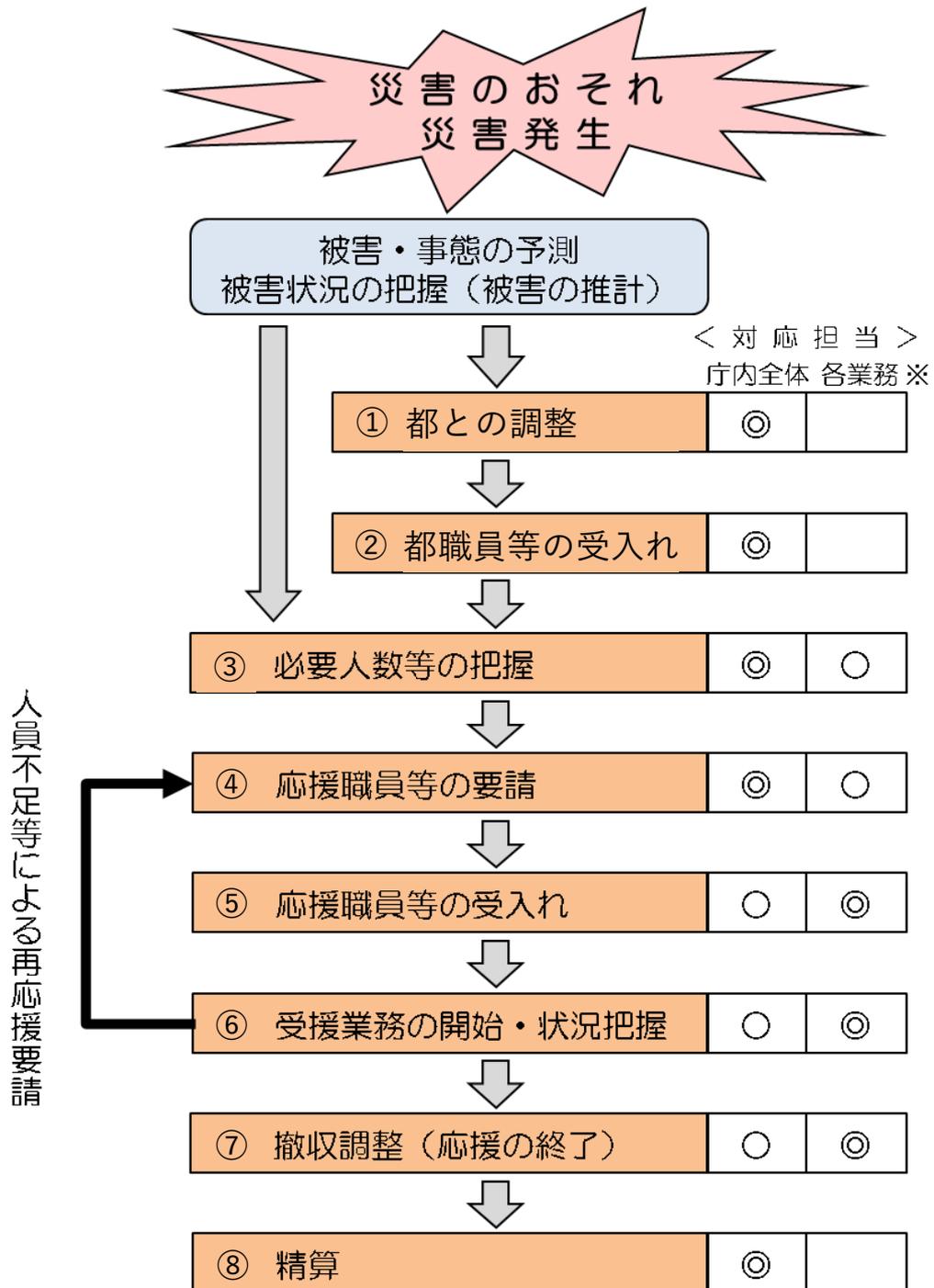
◆受援対象業務一覧

NO	受援業務	業務の実施時期					
		発災当日	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以降
1	市災害対策本部支援（災害マネジメント）		○	○	○		
2	避難所運営	○	○	○	○	○	○
3	物資集積拠点の運営，物資配送（物資仕分け・荷下ろし等）	○	○	○	○	○	○
4	市応急復旧業務全般（窓口受付，広報，システム復旧など）	○	○	○	○	○	○
5	住家被害認定調査，罹災証明			○	○	○	○
6	復興対策に関わる業務（復興方針＜都市の復興＞策定のための家屋被害状況調査，計画検討等）			○	○	○	
7	被災建築物応急危険度判定（社会公共施設等）	○	○	○	○	○	
8	被災建築物応急危険度判定（民間住宅等）		○	○	○	○	
9	被災宅地危険度判定		○	○	○	○	
10	応急仮設住宅等の供与に関わる業務		○	○	○	○	○
11	被災住宅の応急修理に関わる業務		○	○	○	○	○
12	災害廃棄物の処理	○	○	○	○	○	○
13	健康・保健（保健師等の派遣等）		○	○	○	○	○
14	医療支援（医師の派遣等）	○	○	○	○	○	○
15	医療支援（こころのケア）		○	○	○	○	○
16	応急給水	○	○	○	○	○	
17	水道施設応急復旧	○	○	○	○	○	
18	下水道施設応急復旧	○	○	○	○	○	○
19	道路・河川・橋梁等応急復旧	○	○	○	○	○	○
20	職員の活動に関わる業務（飲料水や災害対策用物資の確保，車両の管理等）	○	○	○	○	○	
21	遺体処置		○	○	○	○	
22	要配慮者対策	○	○	○	○	○	○
23	ボランティアとの連携・協働	○	○	○	○	○	○
24	生活再建支援対策に関わる業務（義損金，弔慰金対応含む）			○	○	○	○
25	福祉避難所運営	○	○	○	○	○	○
26	帰宅困難者対策	○	○	○			

3 人的受援の流れ

本市における、災害時の応援職員等の受入れの基本的な流れを下記に示す。また、各業務の主な内容を次頁以降に示す。

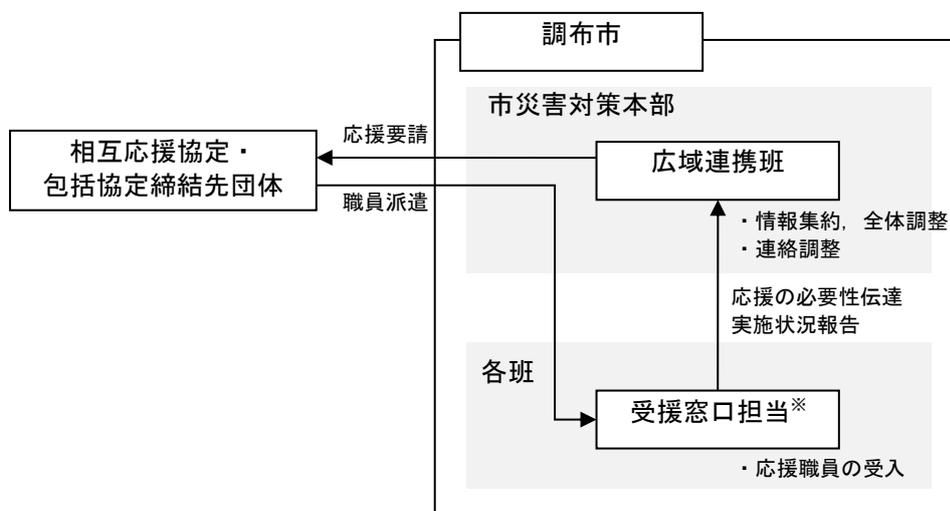
◆災害時における受援業務の基本的な流れ



※ 庁内全体：庁内全体の受援担当者、各業務：各業務の受援担当者

(1) 国・都・市区町村等との災害対応全般に関する包括的な協定に基づく応援

主要な相互応援協定・包括協定の締結先から応援の申出があった場合、基本的に広域連携班が応援調整を行い、各班で応援職員の受入れを行う。



※受援窓口担当：各班の受援調整の窓口となる担当課

① 都との調整

広域連携班は、災害発生のおそれ段階における被害・事態の予測や、災害発生時における被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、都(派遣されているリエゾンも含む)に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。

応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、都と調整の上、それらに関して知見のある都職員や応急対策職員派遣制度による総括支援チームの派遣を要請する。

② 都職員等の受入れ

広域連携班は、各班の対応や活動拠点・宿所等の状況など、応援の受入れに必要な情報を調査・集約し、都職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保するほか、応援職員用向け宿泊場所のリストを作成する。

また、必要に応じて、先遣隊などのプッシュ型支援の受入れを行う。

③ 必要人数等の把握

広域連携班は、必要に応じて都職員等の助言等を受けながら、各班に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数(正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数)を整理するよう依頼する。

各班は必要な応援人数を見積もり、広域連携班に伝達する。応援人数の見積もりにあたっては、市の被災状況から庁内で動員できる職員等を確認し、資料編に掲載する「受援シートに記載した応援を求める人数(目安)の考え方～事例等をもとにした受援業務の体制の検討～」から、応援を求める人数を検討する。

④ 応援職員等の要請

広域連携班は、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、応援受入れ先の割り当てや人数を調整する。

応援要請内容について、市災害対策本部に報告して市災害対策本部内で実施を決定し、都や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。広域連携班は、応援団体に対し応援要請を行うとともに、本市の被災状況やライフラインの復旧状況等の情報を発信し、受援シートを基に、応援職員の人数や到着時期、携行品などの事項について応援団体と調整し、各班に伝達する。

なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各業務の受援担当者が要請する場合には、庁内全体の受援担当者として情報共有する。

多数の応援職員を要請する場合や専門的な事項に関して連絡調整を要する場合、各班は、広域連携班の構成要員として、職員を市災害対策本部事務局に派遣する。

都に対する要請手続きは、後述の「◆都に対する要請手続き」を参照する。

⑤ 応援職員等の受入れ

ア 必要な資機材の準備

各班は、応援職員等が円滑に活動できるよう事前に「受援シート」で定めている必要な資機材を準備する。不足が想定される場合は、広域連携班を通じて応援団体に持参してもらうよう要請する。

イ 活動拠点等の準備

各班は、広域連携班と調整して応援職員が活動する待機場所や執務スペースを準備する。駐車場、宿所、食料、飲料水、燃料については、応援団体側で確保することを基本とする。広域連携班は、これらの事項について、情報の集約し、共有する。

ウ 業務の内容・手順等の整理

各班は、「受援シート」に基づき、応援職員が行う業務の内容・手順等を整理しておく。業務のマニュアル等を作成している場合は、応援職員等に配布できるよう準備しておく。

エ 感染症対策への配慮

市内外で感染症の拡大が続く状況下では、上記に加えて以下の点に留意する。

- ・ 感染症対策に必要な物資・資材の確保に努める。
- ・ 執務スペース等の確保にあたっては、密閉、密集、密接を避けるなど、適切な空間の確保（配置）に配慮する。
- ・ 感染症への感染が疑われる派遣職員が生じた場合に備え、応援側地方公共団体等への連絡が円滑に行えるよう、必要な対応の調整や準備をする。

オ 状況報告

各班は、応援職員等を受け入れる際には広域連携班と情報共有する。

カ 取りまとめ

広域連携班は、受入れ状況のとりまとめを行う。

キ 業務内容等の説明

各班は、応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を「受援シート」なども活用しながら説明*する。

※ 説明事項の例

- ・現在の状況
- ・関係者のリストや連絡先
- ・執務場所、休憩場所
- ・必要な資源の確保方法
- ・働く期間・一日のスケジュール
- ・想定される危険や安全確保方法
- ・業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようになっているか）等

⑥ 受援業務の開始・状況把握

ア 応援職員との情報共有

各班は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整する機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。

各班は応援職員等と定期的に打合せをして、本市の災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。

イ 業務の実行管理

各班は、受援業務の実施状況について、広域連携班に報告する。また、業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて、応援職員の追加要請や業務内容の変更を検討する。

広域連携班は、市全体の状況を取りまとめて必要に応じて調整するほか、応援職員等の代表者等が本市の災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。

ウ 応援職員の交代

各班は、応援職員の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう、情報共有等に配慮する。また、交代人員について広域連携班に報告する。

⑦ 撤収調整（応援の終了）

ア 終了の判断及び伝達

各班は、受援業務が終了する場合、又は業務に必要な人員が庁内で充足するなど受援の必要性がなくなった場合などの受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討する。検討においては、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を判断する。応援の終了を判断した場合は、広域連携班に報告する。

イ 決定・実施

広域連携班は、各班の報告を受けて応援団体と受援終了の時期等を調整し、調整内容を市災害対策本部会議へ付議し、決定を得る。決定結果は応援団体へ伝達する。

⑧ 精算

広域連携班は、都や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きをする。

◆都に対する要請手続き

調布市	都
<p>① 応援要員数の把握・とりまとめ 職員の参集状況や災害対応状況等を把握し、必要な人員から不足人員を算出し、応援要員数をとりまとめる。</p>	
<p>② 応援要請の判断・決定 人員不足が見込まれる場合、応援要請に関する判断・決定をする。</p>	
<p>③ 応援要請の実施 DISのクロノロジーへの入力及び「応援要請シート」（参考資料「様式1-1」）の添付により都本部（区市町村調整部門）へ応援を要請する。 その際、以下の点について可能な限り明確にし、応援要請シートに記載するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要請人数 ・期間 ・集合場所 ・業務内容 ・応援職員に求める要件（職種、資格及び経験） ・必要な資機材等 <p>なお、大規模災害などで被害状況の把握ができず、具体的な要請内容の記載が困難な場合は、速やかに包括的な応援要請を行うこととし、「応援要請シート」を提出するいとまがないときは、電話等により要請し、その後DISにて速やかに提出する。</p>	

調布市	都
	<p>④ 都庁内・市区町村間での応援人員の調整 都本部（人員調整部門）は、都本部（区市町村調整部門）を通じて要請内容を把握した後、総務局人事部及び行政部を通じて都各局及び都内非被災市区町村と応援職員を調整するを行う。</p> <p>⑤ 都及び非被災市区町村の応援職員の決定 都本部（人員調整部門）は、前記④で調整した人数を基に、都各局及び非被災市区町村のそれぞれの応援職員を決定する。</p> <p>⑥ 広域応援協定団体への応援要請 都本部（人員調整部門）は、被災市区町村の応援要請が都各局及び非被災市区町村の応援職員だけでは対応が困難と見込まれる場合は、都外からの応援を要請する。都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体等に対し、被災市区町村のカウンターパート団体を決定するための調整を実施する。調整の際には応急対策職員派遣制度を優先する。</p> <p>⑦ 被災市区町村への応援要請結果の報告 被災市区町村への応援職員の派遣人数等を決定した場合、都本部（人員調整部門又は国・他府縣市等広域調整部門）は、前記③で被災市区町村から提出された「応援要請シート」に応援団体等の名称、担当連絡先、到着日時等必要事項を記入し、DISにて派遣要請結果を報告する。その際に、「応援職員等名簿」（都受援応援計画（資料編「様式2」）及び「受援状況報告書（資料編「様式3-1」）」の報告時期を被災市区町村へ通知する。</p>
<p>⑧ 応援職員の活動場所への派遣 広域連携班及び各班は、集合場所に到着した応援職員に対して被災状況、業務内容、担当区域等に係るガイダンス等を行い、各活動場所へ派遣する。</p>	
<p>⑨ 都本部への応援職員受入れの報告等 応援職員を受け入れた広域連携班は、受援状況について「応援職員等名簿」及び「受援状況報告書」を都本部（人員調整部門又は国・他府縣市等広域調整部門）が指定するメールアドレスへ提出する。 「応援職員等名簿」は応援職員の受入れの都度作成するとともに、「受援状況報告書」を更新し、都本部の指定した報告時期に合わせて活動状況を報告する。</p>	

調布市	都
<p>⑩ 応援職員が円滑に活動するための態勢整備 応援職員は複数の自治体から派遣され、別個に活動する場合も想定されるため、各業務の運営に関しては、原則、各班が応援職員と毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達するとともに、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を作成する。</p>	
<p>⑪ 本市による調整会議の実施 本市の受援担当者と都の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報を共有する。</p>	
	<p>⑫ 広域応援協定団体への追加応援要請 被災市区町村からの追加の人的応援要請等により、都本部が当初決定された応援団体等だけでは、被災市区町村への人的応援を十分に行えないと判断した場合、都本部が応援団体等と調整し、不足する応援職員の追加応援要請を行う。要請内容等は、都本部が当初被災市区町村から応援要請を受けた DIS のクロノロジーの項目に追加入力する。</p>

出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年度改定版）

なお、東京都災害派遣福祉チーム（東京DWAT）の派遣要請については、「東京都災害派遣福祉チーム（東京DWAT）活動マニュアル」が作成されている。

「東京都災害派遣福祉チーム（東京DWAT）活動マニュアル」に基づき、下記の手順で応援要請・調整を行う。

派遣要請＞

- 一般避難所や福祉避難所、社会福祉施設における被害状況等を踏まえ、DWATによる支援が必要と判断する場合、東京都広域調整センターへDWATの派遣を要請する。
- 要請にあたっては、東京都災害派遣福祉チーム派遣要請書（様式1）を送付することを基本とするが、緊急時は取り急ぎ電話等で要請してから追って様式を送付する。



派遣調整＞

- 被害状況やチーム員の状況等を勘案し、東京都広域調整センターにて派遣調整を行う。
- 状況により、東京都広域調整センターは「東京DWAT先遣隊」を派遣し、派遣先の詳細な状況や支援ニーズを確認する。
- 状況により、東京都広域調整センターは、広域調整センターから他道府県のDWATの応援を要請する。

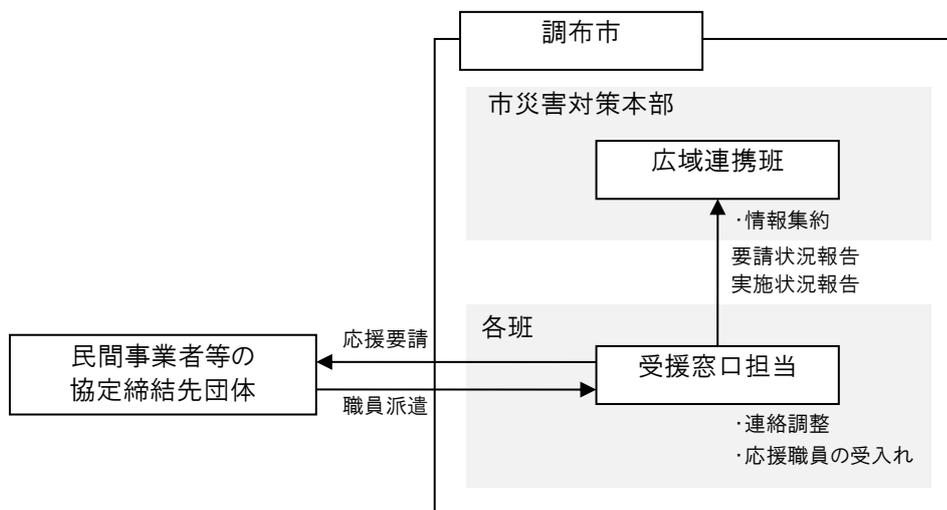


派遣決定＞

- 広域調整センターから東京DWAT派遣調整結果（様式3）を受領する。

(2) 民間事業者等との協定に基づく応援

各班が所管する個別の災害応援協定に基づく人的受援の受入れについては、基本的に各班等が応援要請・受入れを行い、広域連携班に状況報告を行う。



※受援窓口担当:各班の受援調整の窓口となる担当課

4 ボランティアの応援

市は、調布市社会福祉協議会と連携して調布市ボランティアセンターを「調布市総合体育館」（深大寺北町2丁目1番地65）に設置し、一般ボランティアを中心に受け入れる。この際、東京都及び東京ボランティア・市民活動センターが災害時に設置する東京都災害ボランティアセンターと連携して、一般のボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。災害の程度・被害の状況によって他に適切な施設・場所を設ける必要がある場合は、新たなボランティアセンターを設置する。

専門ボランティアの受入れについては関係各課が対応する。

◆市と社会福祉協議会の役割分担

機関名	対策内容
災害対策福祉健康部 災害対策生活文化 スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会等との協働による市災害ボランティアセンターの設置・運営 ○ ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等の提供等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援 ○ ボランティアの受入れ状況等の情報提供
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 市との協働により市災害ボランティアセンターを設置・運営 ○ 市民活動団体等との連携 ○ 災害ボランティアコーディネーターの市災害ボランティアセンターへの派遣 ○ 被災地域のボランティアニーズ等の情報収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○ 資器材やボランティア等の市区町村間の需給調整 ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携

出典：調布市地域防災計画

◆一般ボランティアと専門ボランティアの活動概要等

ボランティア名	活動概要等
一般ボランティア	<p>○ 主に被災地域外から自発的に復旧・復興等の応援活動のために参集するボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う救出・救護活動の実施・協力 ・避難者の誘導，避難所内の世話・業務の協力 ・炊出し，救助物資の配給・分配の協力 ・被害状況調査，災害対策業務の応援
専門ボランティア	<p>○ 市が①氏名，②連絡先，③活動の種類，④一定の知識，経験や特定の資格について把握し，必要に応じ登録・研修等が実施されているボランティア</p>

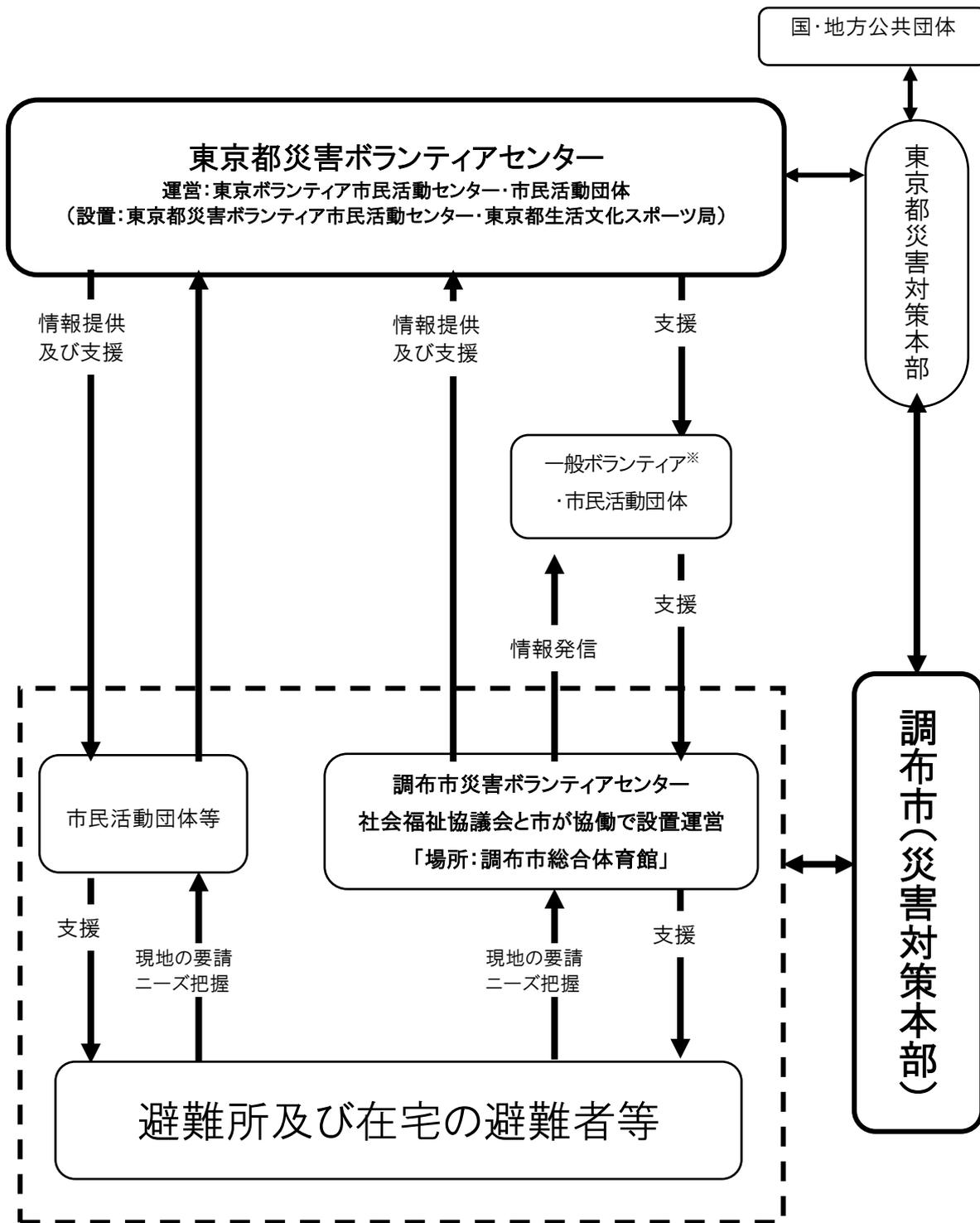
出典：調布市地域防災計画

◆主な専門ボランティア

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け，東京都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応，市区町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し，被災外国人等を支援
被災建築物応急危険度判定員	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため，地震発生後できるだけ早く，かつ短時間で建築物の被災状況を調査し，その建築物の当面の使用の可否を判定
被災宅地危険度判定士	都都市整備局からの協力依頼を受け，地震等による宅地への被害の発生状況を把握し，危険度判定を実施
建設防災ボランティア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け，また，震度6弱以上の地震発生時には自主的に，それぞれ出動し，建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け，警察官に協力し，交通の整理誘導，交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施
調布消防ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に，あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し，消防署内での後方支援活動，応急救護活動などを実施

出典：調布市地域防災計画

◆受入れ・支援体制イメージ



※一般ボランティア：専門知識・技術や経験に関係なく避難所運営やがれき撤去等に取り組んでいただくボランティア

出典：調布市地域防災計画

5 費用負担

(1) 市が締結している災害時協力協定に基づく応援の費用負担

市が個別に締結する相互応援協定に基づき応援を受け入れる場合は、協定の規定に従う。規定に明記されていない場合には、当該協定の所管課が財政班と協議した上で、当該協定の相手方と協議する。

(2) 都が締結している相互応援協定に基づく応援の費用負担

都が締結する相互応援協定に基づき、市が全国の自治体等からの応援を受け入れる場合は、次の関係法令を踏まえて対応する。ただし、法令に別に定めのある場合は、当該法令に従う。自衛隊の救援活動に要した経費は、市（もしくは都）と自衛隊で協議する。

◆費用負担の根拠法令

根拠法令	費用負担
災害対策基本法	・ 応援に要する費用は、原則として応援を受けた市が負担する。 (第92条)
地方公務員災害補償法	・ 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援自治体が負担する。 (昭和42年法律第121号)
国家賠償法	・ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては市が賠償責任を負う。 ・ 被災自治体への往復の途中において生じたものについては市が賠償責任を負う。 (昭和22年法律第125号 第1条等)
災害救助法	・ 災害救助法の規程による救助に要する費用は、都が支弁する。 (第18条)

◆主な業務における災害救助法の対象経費

業務	要員	費用負担
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	・ 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・ 仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	・ 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※災害救助法の救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は対象外
給水	給水車の派遣	・ 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・ 車両の燃料代、高速道路の通行料金

業務	要員	費用負担
		※給水車の水は、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	・ 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費（地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第 3 条第 1 項第一号）。

出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 内閣府（防災担当））

(3) 災害時協力協定に基づかない応援の費用負担

① 災害時協力協定を締結していない自治体

災害時協力協定を締結していない自治体から人的応援の申し入れがあり、災害対策基本法第 67 条第 1 項（他の市町村長等に対する応援の要求）による応援要請を行った場合、当該応援・受援業務の所管課が財政課と協議した上で、災害対策基本法第 92 条第 1 項に基づき、市が応援に要した費用を負担しなければならない。なお、自主的な応援の場合は、応援に要した費用の負担を応援自治体へ依頼する。ただし、災害救助法が適用される場合、対象経費については追って都から支弁される。

② 災害時協力協定を締結していない団体

災害時協力協定を締結していない団体から応援の申し入れがあった場合、当該応援・受援業務の所管課が財政課と協議し、あらかじめ費用負担について協議した上で、当該団体へ応援を要請する。

(4) 特別交付税措置

特別交付税に関する省令第 3 条第 1 項第一号に基づき、災害等に伴う職員派遣又は受け入れの費用については、特別交付税の算定対象となる。ただし、東京都及び特別区は特別交付税の不交付団体のため、都や応援自治体と協議し、経費負担等を決める必要がある。

◆対象経費と財政措置の対象

対象経費	財政措置の対象
被災地域の応援等に要する経費	応援自治体
災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費 （地方自治法第 252 条の 17 に基づく派遣）	被災自治体

第4節 物的受援

1 基本的な考え方

発災直後は、市場流通機能が麻痺し、必要な物資の購入ができない可能性が高いことから、市は市民等に対し、食料・水・生活必需品について、最低3日間分、推奨1週間分の家庭内備蓄を推進している。一方で、家屋の倒壊等により、避難所への避難を余儀なくされる被災者もいることから、市は都と連携して、避難所生活者を対象に3日分の食料・生活必需品を備蓄している。

避難所生活者に対する支援として、発災後3日間は、市・都の備蓄で対応する。都は、市・都の備蓄物資が不足する場合や発災後4日目以降について、国、他道府県等(広域応援協定団体等)、協定事業者に対し物資の応援要請を行う。その際、国等からの応援物資については、原則都が受入れを行い、市へ輸送する。

なお、発災当初は、市において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給の能力が低下すること等から、都は、必要に応じて市からの具体的な要請を待たずに食料・生活必需品等の必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する(都から市に向けたプッシュ型支援)。

また、国においても、市及び都の備蓄物資が発災後数日で枯渇することを踏まえ、都の具体的な要請を待たずに、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を輸送する(国から都に向けたプッシュ型支援)。

都は、市区町村を通じてできる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、国や協定事業者に対し、要請する仕組みに切り替えるものとする(プル型支援)。

道路閉塞等により陸上輸送が困難な場合、又は一度に大量の物資を輸送する場合には、水上輸送、海上輸送、航空輸送ルートを検討する。

◆プッシュ型支援とプル型支援物資供給

	プッシュ型	プル型
定義	応援物資のニーズ情報が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の輸送方法	応援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資応援の場合の輸送方法
業務概要	被災直後など、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない状況でも、おおむねの被害状況などを踏まえて、現地で要望が発生していると予想される応援物資を緊急に送り込む。被災者数や引き渡し場所などの可能な限りの入手情報などに基づき、応援物資を確保し、供給する。	被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを誤りなく把握した上で、それに基づいて応援物資を確保し、供給する。

※「支援物資供給の手引き(平成25年9月)」国土交通省国土交通政策研究所から抜粋して引用

2 市及び関係機関等の対応

(1) 市

市は、発災後、市備蓄倉庫の備蓄物資を避難所へ輸送し、食料等を配分する。都が市備蓄倉庫に配置している都寄託物資については、事前に都の承認を得て、市が輸送し、被災者に給与する。ただし、発災直後等緊急を要すると市が判断した場合は、市による被災者への給与を優先して実施し、事後に都へ報告する。

また、都備蓄物資、国等の応援物資の受入れを行うため、地域内輸送拠点を開設する。

(2) 都

都は発災時には、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都本部の下に各局調整部門（物資・輸送調整チーム）を設置する。

都は、発災後、都備蓄倉庫から市が設置する地域内輸送拠点へ都備蓄物資を供給する。また、国や道府県等の応援物資を受け入れる広域輸送基地を開設する。

(3) 国

国は、発災後4日目から7日目までに必要となる応援物資が避難所へ確実に届くよう、遅くとも発災後3日目までに都の広域輸送基地にプッシュ型支援を開始する。プッシュ型支援終了後は、都の要請に基づき、プル型支援に移行する。

(4) 協定事業者

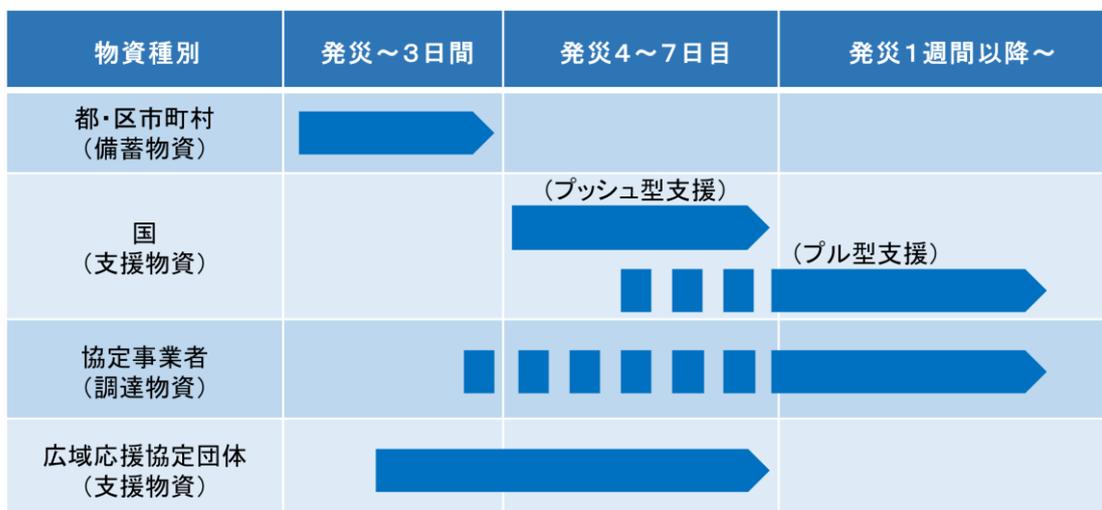
物資輸送に関する協定事業者は、地域内輸送拠点到輸送する。

また、物資調達に関する協定事業者は、市の求めに応じ速やかに物資を調達し、地域内輸送拠点到輸送する。

3 物資種別と応援時期の目安

物的受援における種別と応援時期の目安は下表のとおりである。

◆関係機関等の物資の種別と応援時期の目安



出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年度改定版）に一部加筆

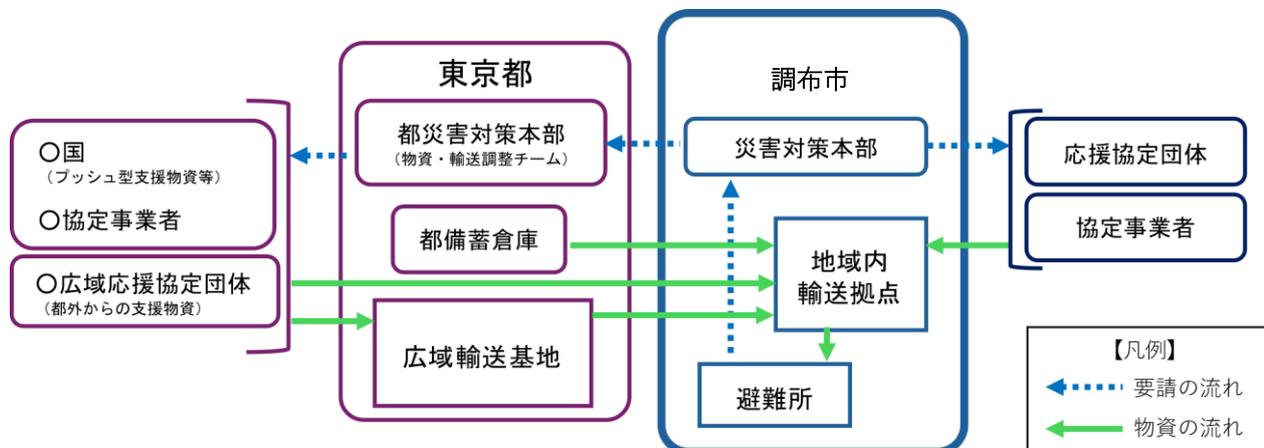
◆応援時期ごとの応援イメージ

時期	応援イメージ
発災直後からおおむね3日間の活動	都・市の備蓄物資を避難所に供給する。また、4日目以降の物資を確保するため、国によるプッシュ型支援物資や協定事業者からの調達物資の調整及び受入れを開始する。
発災後おおむね4日目から7日目までの活動	国のプッシュ型支援が本格化する。また、プル型支援への切り替えに向けて、市の応援要請を都へ報告し、都が情報を集約する時期でもある。
発災からおおむね1週間以降の活動	国によるプッシュ型支援が終了し、プル型支援を本格的に実施する時期となる。物資についても、多種多様な品目が必要となる。

4 物資調整の流れ

大規模災害時における受援物資等の基本的な流れは下図のとおりである。

◆災害時における物資等の基本的な流れ



出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年度改定版）に一部加筆

(1) 物資輸送拠点等の開設・運営

① 地域内輸送拠点の確保

指令・統括班は、被害が広域にわたるなど必要な場合、地域内輸送拠点を設置することを決定する。

救援物資班は、市備蓄倉庫や、都備蓄物資等の受入拠点である地域内輸送拠点の施設・接道の被害状況等を確認する。

施設管理者は施設の地域内輸送拠点としての利用準備を行う。本市の地域内輸送拠点は、第1節3(2)①輸送拠点の整備の記載を参照する。

担当	実施項目
救援物資班	□地域内輸送拠点候補施設の被災状況，使用可否の確認
指令・統括班	□地域内輸送拠点として使用する施設の決定
	□当該施設管理者へ地域内輸送拠点として使用する旨の連絡
施設管理者	□当該施設の地域内輸送拠点としての利用準備
救援物資班	□協定締結団体へ地域内輸送拠点運営の協力要請
救援物資班	□協定締結団体に対して，拠点運営用のフォークリフト，ハンドリフト，パレット等の確保要請

② 運営体制の確立

地域内輸送拠点が使用可能な場合は、荷役作業・輸送に関する体制を整備する。また、地域内輸送拠点の開設状況や被害状況等について、都に報告する。

担当	実施項目
救援物資班	<input type="checkbox"/> 緊急輸送拠点の担当者の決定（拠点が複数ある場合は各拠点に担当を配置）
拠点担当	<input type="checkbox"/> 緊急輸送拠点に配置
救援物資班	<input type="checkbox"/> トラック事業者に対して、物資搬送用の車両及び人員等の確保・提供の要請
拠点担当	<input type="checkbox"/> 緊急輸送拠点に対して必要な資機材の確保及び養生の実施
救援物資班	<input type="checkbox"/> 地域内輸送拠点の開設状況や被害状況等について、都に報告

(2) 備蓄物資の配分・確保・輸送

① 物資需要の把握

救援物資班は、避難所対策班、帰宅困難者対策班と連携して、開設した避難所及び帰宅困難者が滞在する一時滞在施設からの物資の応援要請を取りまとめ、必要な物資の品目・数量を把握する。

担当	実施項目
避難所班 帰宅困難者対策班	<input type="checkbox"/> 各避難所、一時滞在施設における物資ニーズの確認
避難所班 帰宅困難者対策班	<input type="checkbox"/> 避難所、一時滞在施設の物資ニーズを集約・整理
	<input type="checkbox"/> 集約した物資ニーズを救援物資班に連絡
救援物資班	<input type="checkbox"/> 避難所ごとの物資ニーズ（必要物資品目・数量）を整理
救援物資班	<input type="checkbox"/> 調達が必要な物資品目と必要量を整理

② 備蓄物資の配分計画の策定

救援物資班は、備蓄物資の数量、輸送手段の確保状況等を踏まえ、備蓄物資の配分計画を策定する。都寄託物資を配分する場合は、事前に都の承認を得る。ただし、発災直後等緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に都へ報告する。

担当	実施項目
救援物資班	<input type="checkbox"/> 避難所ごとの物資配分量を決定
救援物資班	<input type="checkbox"/> 拠点担当に避難所ごとの物資配分量を連絡
救援物資班	<input type="checkbox"/> 拠点担当からの荷姿情報を把握し、車両手配担当に伝達
拠点担当	<input type="checkbox"/> 出荷担当からの避難所ごとの物資配分量の連絡を受け、必要な物資の荷姿情報を出荷担当へ伝達
拠点担当	<input type="checkbox"/> 拠点内の物資から、物資の振り分け等の配送準備

③ 救援物資の確保

物資が不足する場合には、都本部へ応援要請を行う。都本部（都備蓄物資、国からの応援物資、都の締結している協定事業者の調達物資を所管）との間の要請手続きは、後述の「◆都本部への応援要請」「◆広域応援協定団体への応援要請」を参照する。

担当	実施項目
救援物資班	<input type="checkbox"/> 物資が不足する場合には、都・協定締結自治体に対して、地域内輸送拠点までの物資提供を要請
救援物資班	<input type="checkbox"/> 物資が不足する場合には、協定締結事業者に対して必要な物資・数量等を指定し、地域内輸送拠点までの物資提供を要請
救援物資班	<input type="checkbox"/> 確保できた物資及び法人等から提供される義援物資の内容・量・到着予定日を把握した場合、これらの受入れ物資について緊急輸送拠点の拠点担当へ連絡
拠点担当	<input type="checkbox"/> 配送される物資を確認
拠点担当	<input type="checkbox"/> 受入れ物資の品目・数量、荷姿等を考慮し、受入れ準備
拠点担当	<input type="checkbox"/> 緊急輸送拠点に到着した物資の検品、受入れ
拠点担当	<input type="checkbox"/> 物資の仕分け及び入庫記録
救援物資班	<input type="checkbox"/> 拠点担当からの報告を受け、緊急輸送拠点にある在庫状況を把握

◆都本部への応援要請

調布市	都
<p>① 都本部への物資応援要請 救援物資班は、応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、都本部（物資・輸送調整チーム）へ物資調達・輸送調整等支援システム（以下「物資システム」という。）を使用して応援を要請する。 また、被害状況の把握ができず、具体的な要請が困難な場合には、速やかに包括的な応援要請を行う。</p>	
	<p>② プッシュ型支援の検討 市区町村の被災状況などを勘案して必要な物資の品目・数量の把握が困難と判断した場合には、都備蓄物資について、プッシュ型支援を検討する。</p> <p>③ 都庁内・協定事業者との輸送手段等の調整 都本部（物資・輸送調整チーム）は、協定所管局を通じて協定事業者に輸送手段等の確保を要請する。また、協定事業者からは確保が可能な輸送手段等の連絡を受ける。</p> <p>④ 備蓄物資等の配分計画の策定 都本部（物資・輸送調整チーム）は、前記①・②・③及び都の全体備蓄量等を踏まえ、都備蓄物資、国からの応援物資又は協定事業者に調達の要請をした物資について、割り振りを行う。</p>
<p>⑤ 地域内輸送拠点における物資の受入準備 救援物資班は、地域内輸送拠点の被害状況等を確認し、開設可能かを判断の上、物資システムへの入力により、都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。</p>	
	<p>⑥ 協定事業者への輸送手段等の要請 都本部（物資・輸送調整チーム）は、前記④に基づき、協定所管局を通じて協定事業者に輸送手段等を要請する。</p> <p>⑦ 被災市区町村への応援要請結果の報告 都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災市区町村への応援物資の配分及び輸送手段等を決定した場合、被災市区町村へ物資システムにより通知する。</p> <p>⑧ 都備蓄倉庫から地域内輸送拠点への輸送 都の要請に基づき、協定事業者は、地域内輸送拠点へ輸送する。</p>
<p>⑨ 都本部への物資受入れの報告等 地域内輸送拠点において応援物資の受入れが完了した後、救援物資班は、物資システムを用いて到着を報告する。</p>	
<p>⑩ 地域内輸送拠点から避難所への輸送 救援物資班は、地域内輸送拠点において受け入れた応援物資を避難所に輸送する。</p>	
<p>⑪ 今後必要となる物資の確認 救援物資班は、備蓄品の在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品</p>	

調布市	都
目・数量等について検討する。	
⑫ 本市による調整会議の実施 救援物資班等は、広域連携班と都の情報連絡員等とで定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有する。	
⑬ 都本部への追加応援要請 救援物資班は、前記⑫を踏まえ、今後必要な物資の品目・数量等について都本部（物資・輸送調整チーム）に要請する。	

出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年度改定版）

◆広域応援協定団体への応援要請

調布市	都及びカウンターパート団体等
① 都本部への物資応援要請 （手順は◆都本部への応援要請①と同様） 救援物資班は、応援要請を行うに当たり、被害状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、都本部（物資・輸送調整チーム）へ物資システムを使用して応援を要請する。 また、被害状況の把握ができず、具体的な要請が困難な場合には、速やかに包括的な応援要請を行う。	
	② 広域応援協定団体への応援要請 被災市区町村からの物資応援要請に対し、都備蓄物資での対応や、輸送手段の確保が困難と見込まれる場合、都本部（物資・輸送調整チーム）は、広域応援協定団体への応援を都本部（国・他県市等広域調整部門）に要請する。都本部（国・他県市等広域調整部門）は、広域応援協定団体へ応援を要請する。
	③ 都本部による被災市区町村への応援要請結果の報告 都本部（国・他県市等広域調整部門）は、区市町村災害対策本部等へ物資要請結果を DIS にて報告する。
	④ 地域内輸送拠点・避難所への輸送 広域応援協定団体は、地域内輸送拠点又は避難所へ応援物資を輸送する。
⑤ 本市による都本部への物資受入れの報告等 地域内輸送拠点又は避難所における応援物資の受入完了後、救援物資班は、物資システムへの入力により都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。	
	⑥ 被災市区町村へのカウンターパート団体の決定通知 広域応援協定団体は、カウンターパート団体の決定について、都本部（国・他県市等広域調整部門）に連絡する。都本部（国・他県市等広域調整部門）は、区市町村災害対策本部等へ被災市区町村に対するカウンターパート団体の決定を DIS にて通知する。

調布市	都及びカウンターパート団体等
<p>⑦ 本市によるカウンターパート団体への物資応援要請等</p> <p>救援物資班は、都本部（国・他縣市等広域調整部門）から提供された連絡先を使用し、被害状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、カウンターパート団体等と物資の品目・数量、輸送先等の調整を行い、DIS への入力等で都本部（国・他縣市等広域調整部門）に情報共有する。</p>	
	<p>⑧ 地域内輸送拠点・避難所への輸送</p> <p>カウンターパート団体は、地域内輸送拠点又は避難所へ応援物資を輸送する。</p>
<p>⑨ 本市によるカウンターパート団体への物資受入の報告等</p> <p>地域内輸送拠点又は避難所における応援物資の受入完了後、救援物資班は、カウンターパート団体及び都本部（物資・輸送調整チーム）へ報告する。</p>	
<p>⑩ 今後必要となる物資の確認</p> <p>救援物資班は、備蓄品の在庫数量や避難所の開設状況等を踏まえ、今後必要となる物資の品目・数量等について検討する。</p>	
<p>⑪ 本市による調整会議の実施</p> <p>救援物資班等は、広域連携班、カウンターパート団体の情報連絡員等で定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の物資の見通しについて情報共有を行う。</p>	
	<p>⑫ 都本部による広域応援協定団体への追加応援要請</p> <p>被災市区町村の物資応援要請等により、都本部（物資・輸送調整チーム）が当初決定されたカウンターパート団体だけでは、被災市区町村への物資応援を十分に行えないと判断した場合、都本部（国・他縣市等広域調整部門）に追加の応援を要請する。都本部（国・他縣市等広域調整部門）は、広域応援協定団体に追加の応援を要請し、不足する物資の輸送等を調整する。</p>

出典：東京都災害時受援応援計画（令和5年度改定版）

④ 物資の輸送

救援物資班は、避難所対策班、帰宅困難者対策班に対し、受入体制を確認した上で、前記②③の物資を避難所、一時滞在施設に輸送する。

担当	実施項目
拠点担当	<input type="checkbox"/> 物資の配分計画の受領
救援物資班	<input type="checkbox"/> トラック事業者に対し、緊急輸送拠点から避難所等への物資の配送を要請
救援物資班	<input type="checkbox"/> トラック事業者からの手配可能車両の連絡を受け、物資の配送計画を立案し、拠点担当及びトラック事業者に伝達
拠点担当	<input type="checkbox"/> 拠点到着したトラックに必要物資を積載
救援物資班	<input type="checkbox"/> 指定された場所へ物資を配送
避難所担当 帰宅困難者対策班	<input type="checkbox"/> 避難所で配送された物資を受領
避難所担当 帰宅困難者対策班	<input type="checkbox"/> 救援物資班へ物資の受領を報告

(3) 国の応援物資（プッシュ型支援）への対応

① 市から都へ必要とする物資の連絡

市は、備蓄等に対応できない物資の品目・数量を把握し、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都へ連絡する。

② 都による国の応援物資の輸送

都は、都内市区町村からの物資の応援要請を取りまとめ、国の応援物資について、配分計画を策定する。また、市の地域内輸送拠点の受入体制を確認した上で、物資を市に輸送する。物資を輸送する際には、輸送の内容等（輸送品目・数量、地域内輸送拠点への到着時間等）について、市に情報提供する。

③ 物資の仕分け・輸送

救援物資班は、効率的な配送ができるよう、品目ごとに地域内輸送拠点を整理整頓し、避難所や一時滞在施設へ輸送する。

(4) 協定事業者等からの調達物資

物資調達班は、指令・統括班から、避難所ごとの避難者数等の情報を確認し、4日目以降の炊出し等に備えて、物資の調達を開始する。物資調達に関する協定事業者等は、市の求めに応じ被害状況等を報告し、市の要請に基づき、物資調達を調整する。

5 個人・企業等からの義援物資

発災直後は、相当の混乱が予想されるため、受入体制が整備されるまでの期間は、義援物資の受入れは行わない。義援物資の取扱いは、被災者のニーズを踏まえ、受付の可否や問合せ等を広報するなど迅速に対応する。

(1) 個人からの義援物資の受入れ

個人等から提供される義援物資は、カートンの形状やサイズ、数量、品名等が不均一であり、仕分けや在庫管理に多くの手間や時間を要することから個人等からの小口・混載の義援物資は受け付けないことを基本とする。

(2) 企業からの義援物資の受入れ

体制が整備された後は、市の物資のニーズを踏まえ、受入れを検討する。受入れを行う場合は、原則として、指定場所までの輸送手段を提供側で確保することを条件とする。

なお、小口・品目が混載した義援物資の送付については控えるよう、企業等に対し適切に広報する。

① 企業からの義援物資の取扱いの問合せ

企業等から寄せられる物資については、物資の種類、数量、輸送手段の有無等の必要事項を確認する。

② 義援物資の調整・配送先の確保

物資ニーズを踏まえ、配送先等を決定する。

③ 義援物資の受入れ

避難所又は地域内輸送拠点等で義援物資を受け入れる。

④ 都本部への物資受入れの報告等

地域内輸送拠点において応援物資の受入れが完了した後、本市の受入担当部署は、物資システムを用いて到着を報告する。

6 費用負担

(1) 市が締結している災害時協力協定に基づく応援の費用負担

市が個別に締結する相互応援協定に基づき応援を受け入れる場合は、協定の規定に従う。規定に明記されていない場合には、当該協定の所管課が財政班と協議した上で、当該協定の相手方と協議する。

(2) 都が締結している相互応援協定に基づく応援の費用負担

都が締結する相互応援協定に基づき、市が全国の自治体等からの応援を受け入れる場合は、

下記の関係法令を踏まえて対応する。ただし、法令に別に定めのある場合は当該法令に従うものとする。

◆費用負担の根拠法令

根拠法令	費用負担
災害対策基本法	・ 応援に要する費用は、原則として応援を受けた市が負担する。 (第92条)
災害救助法	・ 災害救助法の規程による救助に要する費用は、都が支弁する。 (第18条)

(3) 災害時協力協定に基づかない応援の費用負担

① 災害時協力協定を締結していない自治体

災害時協力協定を締結していない自治体から物的応援の申し入れがあり、災害対策基本法第67条第1項(他の市町村長等に対する応援の要求)による応援要請を行った場合、当該応援・受援業務の所管課が財政課と協議した上で、災害対策基本法第92条第1項に基づき、市が応援に要した費用を負担しなければならない。なお、自主的な応援の場合は、応援に要した費用の負担を応援自治体へ依頼する。ただし、災害救助法が適用される場合、対象経費については追って都から支弁される。

② 災害時協力協定を締結していない団体

災害時協力協定を締結していない団体から応援の申し入れがあった場合、当該応援・受援業務の所管課が財政課と協議し、あらかじめ費用負担について協議した上で、当該団体へ応援を要請する。

第3章 応援計画

東京都は、都外で発災した大規模地震・風水害等に対して、市区町村と連携しながら人的・物的両面から被災自治体の要請に基づく必要な支援を迅速に行っている。本市もこれまで被災自治体への応援活動を実施した。支援を円滑に実施するには、過去の教訓を通じて組織にノウハウが蓄積していくことが重要である。

本章では、被災自治体への応援のほか、調布市での被災者の受け入れに係る組織体制や業務内容等の詳細を規定する。

第1節 体制

1 応援活動の組織体制

被災自治体への応援に当たっては、庁内各局の主体的な取組と庁内連携の下で、応援職員の派遣や物資の提供する必要があるが、通常業務の体制で応援が行われることから、被災自治体の支援ニーズの一元的把握に課題がある。

このため、庁内が一体となって迅速かつ的確な被災地支援を行うことを目的として、市における人的・物的応援に関する庁内各局の役割分担を踏まえ、庁内横断的な連携体制を構築するため、応援調整事務局を設置する。

応援調整事務局は、連絡調整、人員調整（各局の協定等において応援要請手続き等があらかじめ定めてある場合や、専門職種確保の観点から所管の各府省庁が調整する職員派遣を除く。）及び物資調整等の機能を担うこととなり、必要に応じて各局が連携して対応する。

なお、庁内連絡等により業務の対応が可能であれば、必ずしも事務局の設置は要しない。

◆応援調整事務局の設置基準と廃止基準

組織体制	設置者	設置基準	廃止基準
応援調整事務局	市長	<ul style="list-style-type: none">都を通じて他の市区町村長等から応援の要求があった場合相互応援協定に基づく応援の要求があった場合本市独自に応援が必要と判断した場合	<ul style="list-style-type: none">現地に派遣した職員からの報告及び被災自治体の状況等に基づいて決定

◆ 応援調整事務局及び各業務の応援担当の主な役割

担当	主な役割
<p>応援調整事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応援に関する庁内体制や対外的な連絡調整窓口。 ・ 応援に関する状況把握，人的・物的応援状況のとりまとめに関すること。 ・ 被災自治体における人的・物的資源に関するニーズの把握及び応援計画の作成に関すること。 ・ 庁内調整及び共有，調整会議の開催に関すること。 ・ 「応援職員」に対する支援に関すること。 ・ 応援ローテーション計画の策定に関すること。
<p>各業務の応援担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内全体の応援担当者との人的・物的応援の調整に関すること。 ・ 各業務における人的・物的応援の実施に関すること（人的・物的応援の具体化，応援実施状況の把握等）。

2 応援調整事務局の設置

(1) 総務部総合防災安全課

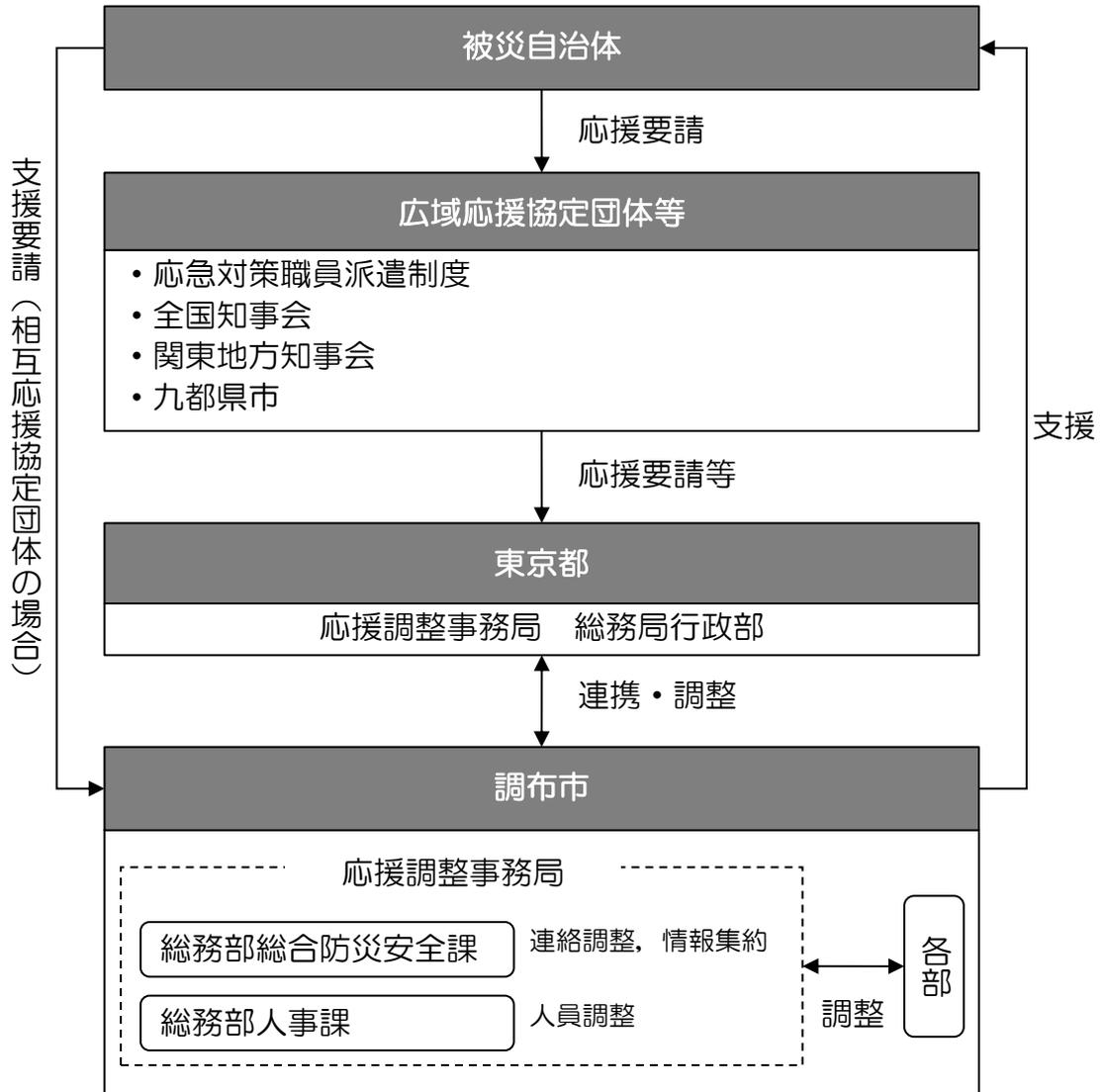
総務部総合防災安全課は，応援調整事務局の立上げ等の判断，災害時相互応援協定団体等との連絡調整のほか，人的・物的業務を一元的に統括する等の総合調整を行う。

- ・ 都等を通じて，もしくは相互応援協定に基づいて他の市区町村から人的・物的応援要請を受けた場合，応援調整事務局の立上げ等を判断し，関係部署へ連絡する。
- ・ 協定団体等との連絡調整のほか，都等と円滑な協力体制が取れるように調整する。
- ・ 応援職員に関する人員調整の業務を一元的に統括する等の総合調整を行う。
- ・ 物的応援に関する役割分担を踏まえた各局との総合調整等，物的応援の業務を一元的に統括する。
- ・ 被災自治体の被災状況及び応援ニーズの把握のため，必要に応じて被災自治体や応援協定等幹事都市等に先遣隊を派遣し，被災自治体や先遣隊から被害情報等を収集する。先遣隊等が入手した情報は，庁内で共有する。
- ・ その他，各局が直接実施する応援業務の取次や各局が実施した応援調整結果の取りまとめを行う。

(2) 総務部人事課

総務部人事課は、総務部総合防災安全課と連携し、各部と被災自治体の人的応援ニーズに基づいて人員調整する。

◆支援要請の流れのイメージ



◆ 応援調整事務局の役割分担

	業務	応援調整事務局 担当課		備考
		人事課	総合防災 安全課	
ア	市から派遣することを確定し、総合防災安全課へ報告する	○		
イ	派遣日程確定後すぐに予算処理できるように、会計課と資金前渡の日程調整、及び財政課へ予備費充当日の相談をあらかじめ行っておく		○	
ウ	日程・ホテルを確定する	○		
エ	派遣職員を募集する	○		※各課で募集・決定するケースあり
オ	派遣者を確定する	○		※各課で募集・決定するケースあり
カ	出張明細書を作成する	○		
キ	出張明細書を起案する	○		
ク	予備費充当を起案する		○	
ケ	予備費の伝票を作成し、提出する		○	
コ	資金前渡を受け取る		○	
サ	派遣者へ資金前渡金を渡す	○		特急券の購入方法等も案内する
シ	派遣者へ派遣詳細・注意事項等について説明する	○		※各課所管の派遣については省略
ス	新幹線等の切符の購入	-	-	派遣者本人
セ	清算する		○	

3 応援活動の決定の流れ

(1) 被災状況及び応援ニーズの収集・共有と応援調整事務局の設置

都総務局行政部等もしくは下記に示す災害時相互応援協定団体から応援要請を受けた場合、総務部総合防災安全課が窓口となって人事課と調整をしながら応援調整事務局を設置する。応援調整事務局は都総務局行政部等と応援職員の人数・派遣開始日等を調整する。また、相互応援協定締結自治体において、震度6弱以上の地震が発生した場合又は台風等により大規模な被害発生が予想される場合、総務部総合防災安全課の職員は当該自治体の被害情報等を収集・共有し、応援活動を想定して準備、調整する。

◆相互応援協定

協定名	締結先	締結日	応援の内容
震災時の相互応援に関する協定	多摩地区 31市町村	平成8年 3月1日	(1)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4)被災者を一時収容するための施設の提供 (5)救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (6)ボランティアのあっせん (7)前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	東京都、 都内23区、 都内26市、 都内13町村	令和3年 12月27日	(1)災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援 (2)居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん (3)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん (4)前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

(2) 先遣隊の派遣

総務部総合防災安全課長は、必要に応じ先遣隊を被災自治体や応援協定団体等に派遣し、被災自治体の被災状況及び応援ニーズを把握する。先遣隊等は入手した情報を、応援調整事務局に報告し、庁内で情報を共有する。

(3) 応援活動の決定

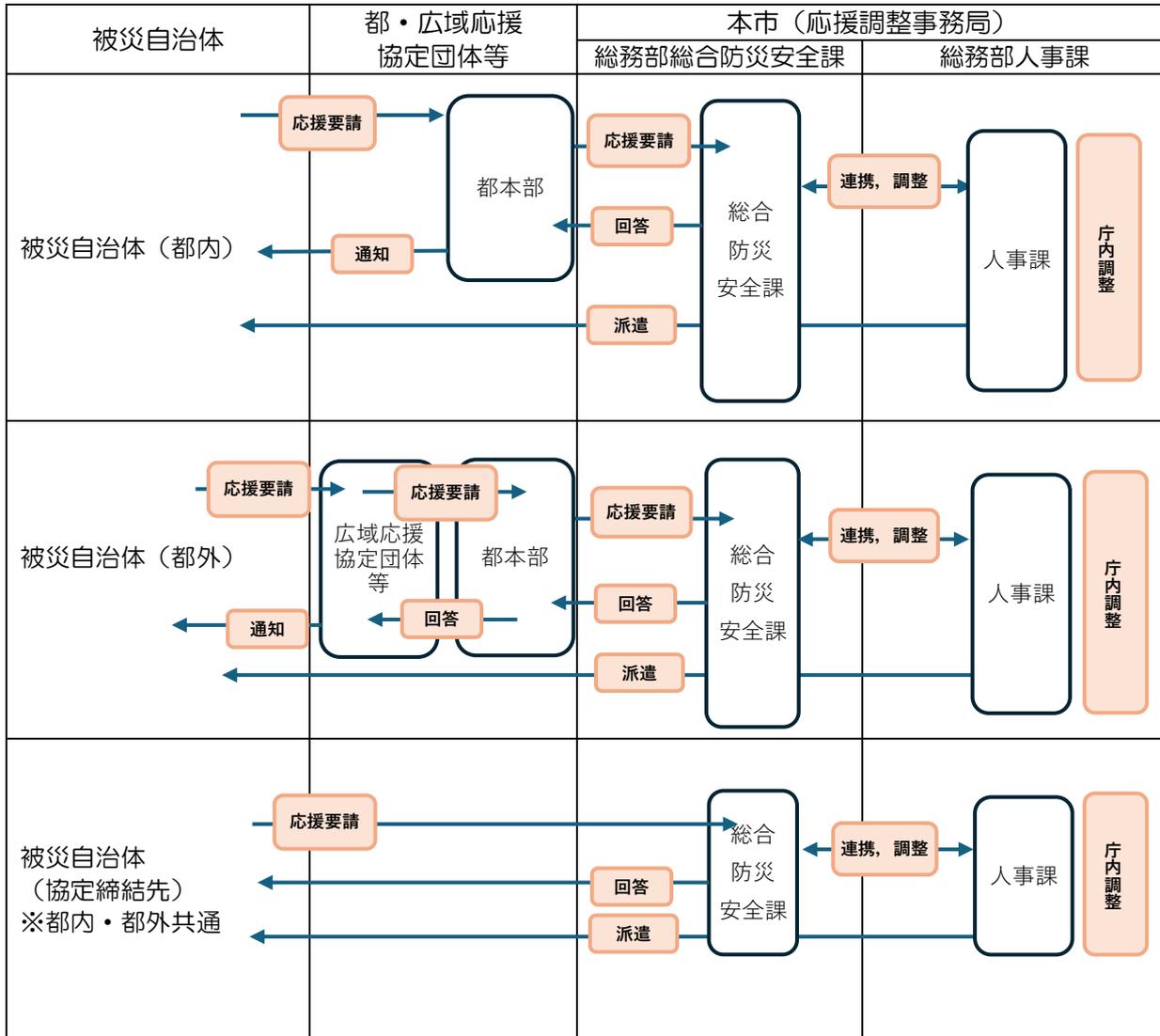
市長は、応援調整会議を開催し、収集した情報や先遣隊の報告等をもとに、応援活動の方針等を決定する。また、必要に応じて現地応援本部を設置する。

第2節 人的応援活動

1 人的応援の基本的な流れ

人的な応援の基本的な流れは下記のとおりである。

◆人的応援の流れ



2 応援派遣が予想される業務

被災自治体への応援職員の派遣が予想される業務は下記に示すとおりである。

なお、これ以外の業務について応援の要求があった場合は、必要に応じて関係部局等と協議の上、可能な限り対応する。

◆応援派遣が予想される業務一覧

応援派遣業務	主な応援派遣項目	業務の概要	資格・経験・技能	主な応援担当班
避難所に関する業務	避難所運営業務	避難者名簿管理, 救援物資の在庫管理, 要望受付等	特になし	避難所班
被害認定等に関する業務	罹災証明受付業務	罹災証明の受付等	特になし	罹災証明班
	建物被害認定調査業務	被災家屋の被害認定に係る現地調査等	被害認定事務等経験が望ましい	建物・宅地調査班
物資に関する業務	物資受入配分等業務	救援物資の受入配分の助言等	特になし	物資管理班
健康・福祉・衛生・医療に関する業務	被災者の保健・衛生業務	避難所の環境衛生指導	食品衛生・環境衛生の業務経験	福祉班, 避難行動要支援者支援班
	被災者の健康相談	避難所の巡回個別相談	保健師等	福祉班, 避難行動要支援者支援班
	医療業務	被災地における災害医療・救護活動	医師・看護師等	保健医療班
公共土木施設に関する業務	道路・橋梁・公園等の被害調査業務	公共土木施設の被害調査等	公共土木施設に係る業務の経験	土木対策班
下水道に関する業務	被害調査・復旧支援業務	下水道管渠の調査・復旧支援等	下水道管渠の建設及び維持管理の経験	土木対策班
上水道に関する業務	応急給水・被害調査・応急復旧業務	応急給水・漏水調査・復旧支援	応急給水・漏水調査・修繕の業務経験	応急給水・上水道班
災害廃棄物等に関する業務	災害廃棄物処理業務	ごみ・災害廃棄物の収集, 廃棄物処理業務に関する助言	災害対応業務の経験	清掃班
建物・住宅等の危険度判定等に関する業務	被災建築物応急危険度判定業務	余震等による倒壊及び外壁落下等の危険度判定	被災建築物応急危険度判定士	建物・宅地調査班
	被災宅地危険度判定業務	宅地の二次災害の危険度判定	被災宅地危険度判定士	建物・宅地調査班

3 応援職員の選考

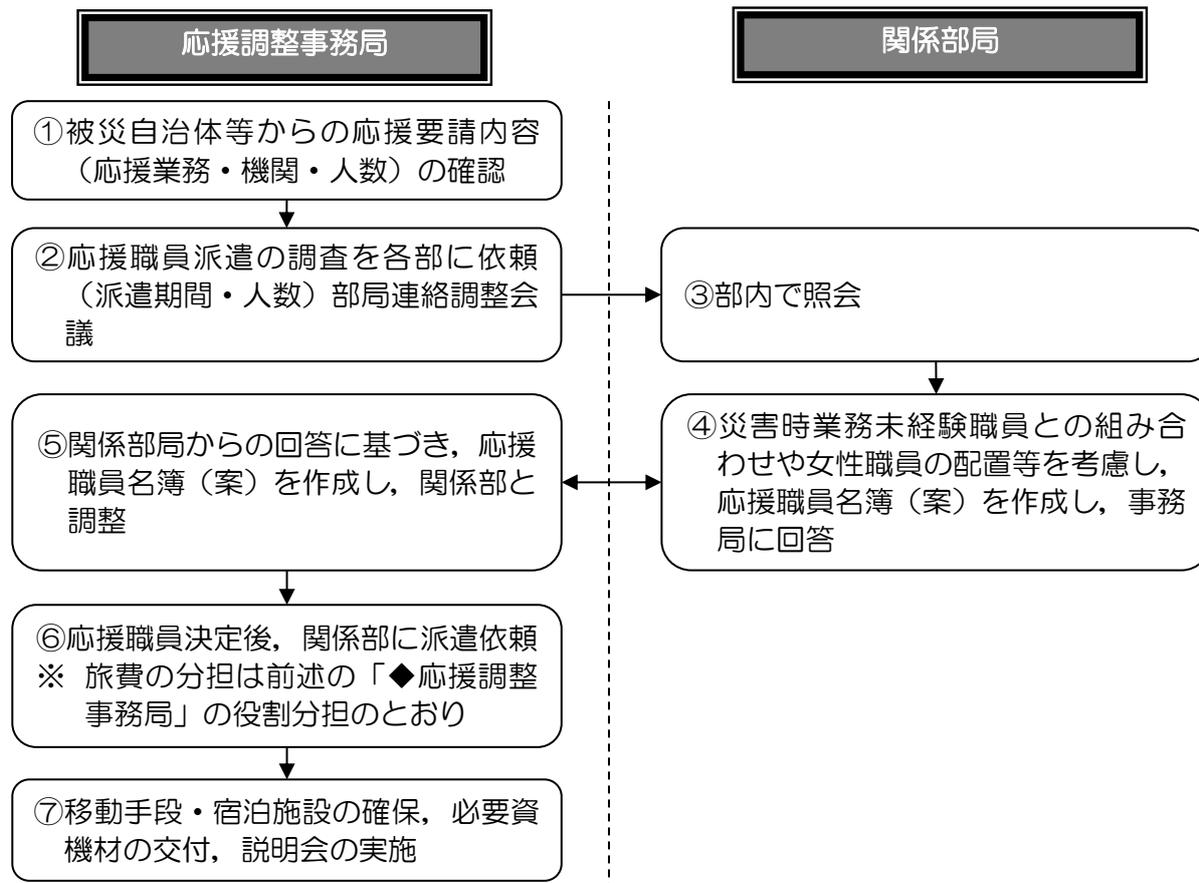
避難所運営業務，罹災証明受付業務などの全庁横断的な職員派遣が見込まれる業務の応援職員の派遣にあたっては，応援調整事務局が応援職員の選考等の手続きをする。

なお，上記以外の法令又は個別の協定，専門職種業務に係る職員の選考は，関係部局ごとに行う。各部局が派遣を実施しようとする場合は，速やかに応援調整事務局に報告する。

◆応援職員の派遣に係る概要

	全庁横断的な職員派遣が見込まれる業務	専門職種業務
派遣決定権者	市長	事業管理者又は部局長
人選方法	応援調整事務局が人選・庁内調整を行い派遣	協定締結を担当している部局内において人選を行い派遣
勤務条件	給与条例及び就業規則等により取り扱う	
経費精算	旅費条例及び旅費規程等により取り扱う	
求償について	災害救助法適用災害の場合は求償可能	

◆応援職員選考の手順



5 被災地での応援活動

(1) 活動時に使用する資機材等

応援時に使用する下記の資機材等を確保する。なお、下記の資機材は基本的なものを示しており、被災地の気象条件及び被害状況を考慮した上で、必要な品目（食料・水・寝具等）を追加で持参する。

◆準備する資機材等

分類	資機材
応援活動に必要な資機材等	寝袋・毛布等（宿泊場所が確保できない場合）、食料、飲料水、モバイルパソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ビブス・腕章等の標識、ヘルメット、油性ペン、地図、車両等の移動手段、車両用マグネット表示（「調布市災害派遣車両」等）、大型ザック類等 ※ごみ収集車両等、個々の応援活動に必要な資機材については、当該資機材を保有する各課の職員を派遣し、当該資機材を持参する。
個人携行品	応援活動に適した服装、防寒着、運転免許証、健康保険証、名札、名刺、ライト、ラジオ、雨具（長靴、雨合羽、傘）、手袋、マスク、救急セット、アイマスク、耳栓、筆記用具等

(2) 移動手段

大規模災害時は、被災自治体の車両が不足していると予想されるため、本市の公用車等を利用し、被災地への移動及び被災地での活動支援を行うことを基本とする。なお、被災地での応援活動は、地理不案内により円滑に実施できないことが予測されるため、できるだけ地図の携行及びカーナビゲーション付き公用車を利用する。

応援の内容又は場所によって、公用車等の管理が難しい場合は、公共交通機関を利用し、現地へ移動する。

(3) 宿泊場所

宿泊場所は、原則、応援調整事務局が被災自治体もしくは、応援を行う被災自治体に先行的に応援を実施している他都市と連絡調整を行って確保する。

(4) 業務の引継ぎ

応援職員が交代する際の業務の引継ぎについては、被災自治体の負担にならないよう、引継ぎの時間をとるため派遣日を1日重ねて派遣するよう努める。可能であれば、応援職員の交代の際には、半分の人員を交代する（下記イメージ図参照）。

応援職員の交代は、被害の状況や派遣元の各自治体の対応状況により異なるが、業務の習熟や引継ぎ等を考慮した場合、派遣期間は1週間以上とすることが望ましい。

◆人員の交代イメージ



(5) 広報の実施

本市が実施する被災地における応援活動等について広く市民に広報する。

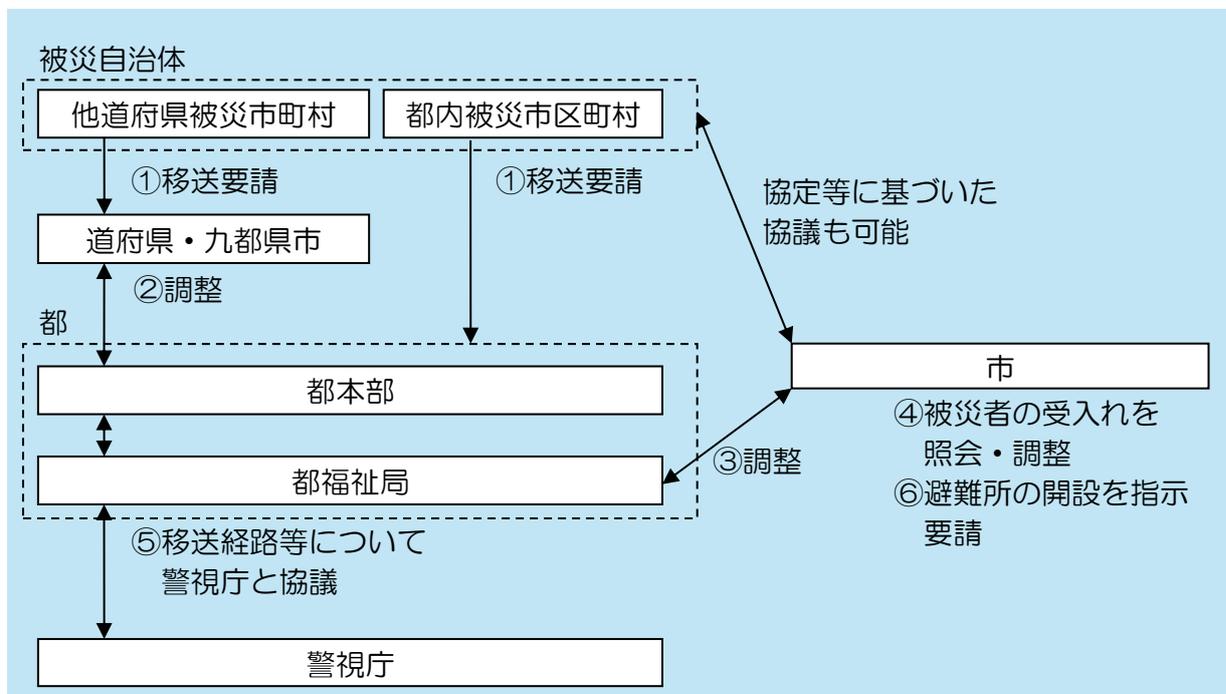
6 調布市内での応援活動

(1) 広域避難の受入

市長は、避難場所が不足し、住民を被災地から本市へ一定期間滞在させる必要がある場合は、災害対策基本法第61条の4第1項（他道府県市町村の場合）、災害対策基本法第86条の8第1項（都内市区町村の場合）に基づいて住民の受入れについて被災市区町村の市区町村長と協議する。

都本部もしくは相互応援協定等の締結先市区町村等の要請窓口は応援調整事務局が担当する。都本部を通じず、相互応援協定等の締結先市区町村等から直接要請を受けた場合は、その旨を都本部へ報告する。

◆移送先の決定の流れ



(2) 災害廃棄物処理

近隣の被災地でがれき等の災害廃棄物が大量に発生し、早期処理に困難をきたすことなどが予想される場合は、ふじみ衛生組合が国・都・被災自治体と調整してがれき等の本市での受入れ・処理を検討する。

ふじみ衛生組合は、応援調整事務局に調整に関する情報を遅滞なく報告する。

7 応援職員の派遣にあたっての留意事項

応援職員の派遣にあたっては、下記の事項に留意する。

- 職員の派遣に先立ち、説明会等を開催して、被災地の被害状況や応援業務の概要等を説明し、現地での円滑かつ効率的な活動に資するとともに、職員及び家族の不安を払しょくする。
- 被災自治体職員の心情や体調に十分配慮した言動や対応を心掛ける。
- 応援派遣業務ごとに、民間企業・NPO等と連携し、効率的に活動する。
- 新たな人材を育成するため、災害時業務経験者と未経験者（特に若手職員）を組み合わせることを派遣することにも留意する。また、避難所運営業務においては、女性職員の派遣も検討する。
- 職員の精神的負担軽減のため、2名以上で派遣する。
- 職員の疲労やストレス等を考慮して、可能な限り宿泊施設を確保するとともに、派遣期間の調整や体調・メンタル面の保健指導等の対策を適切に行う。その際、必要に応じて、応援職員の輸送や保健指導等の後方支援にあたる要員を被災地に派遣する。
- 被災地での活動内容によっては、惨事ストレスを少なからず受けるため、派遣職員の保健指導については、被災地への派遣前から派遣後までも適切に行う。

8 費用負担

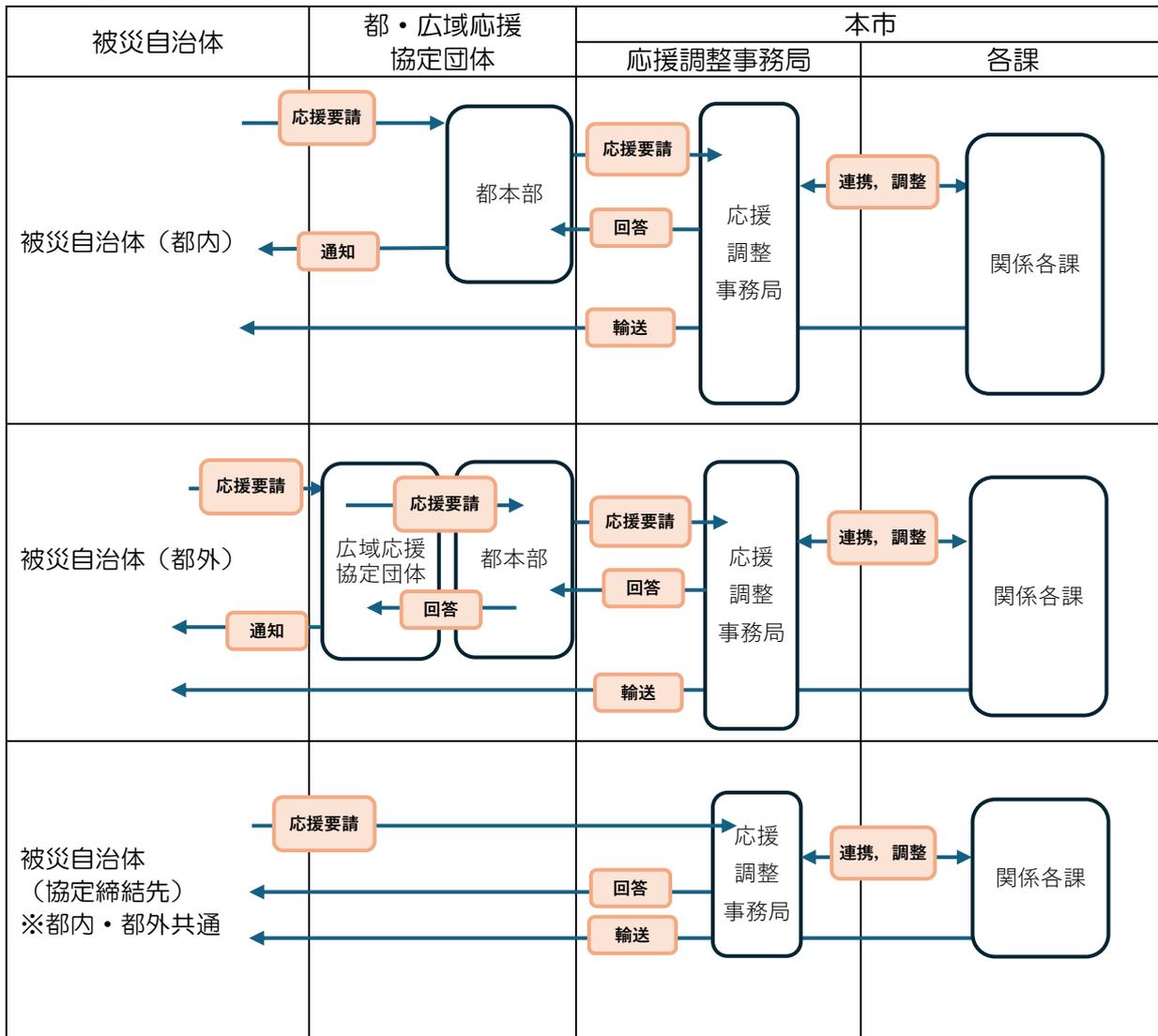
市は、被災自治体の応援を行った場合は、当該応援に要した費用を負担するものとする。ただし、市長と被災自治体の長との協議により当該被災自治体が負担するものについては、この限りではない。

第3節 救援物資・義捐金等の対応

1 物的応援の基本的な流れ

物的な応援の基本的な流れは下記のとおりである。

◆物的応援の流れ



2 救援物資の対応

被災地において、食料・飲料水、生活物資、災害用資機材等が不足し、被災自治体からの要請があった場合には、応援調整事務局が要請内容を整理し、必要な物資を確保して被災地と調整し、物資を送付する。

(1) 相互応援協定団体等からの応援要請

相互応援協定団体からの要請を受けるにあたり、主に以下の点を確認する。

- ・連絡先
- ・要請物資の品目・数量
- ・輸送先（地域内輸送拠点）
- ・輸送先までの輸送手段・交通状況
- ・要請への対応期限

(2) 物資の確保・調達

平時より、あらかじめ備蓄物資の品目・数量について把握整理し、応援時に迅速な対応が可能となる態勢を整備する。

救援物資の提供については、被災地のニーズを踏まえ、本市の備蓄物資から提供できるものを速やかに提供する。備蓄物資で対応が困難な場合は、被災地のニーズに迅速に 대응するため、寄付金による調達や民間事業者等を通じた調達等を行い、時期を失することなく救援物資を調達する。

(3) 輸送手段の確保

支援物資の輸送についても、人的応援と同様に自己完結型で対応することを前提とする。

調達した救援物資は、本市所有車両を活用するとともに、必要に応じて協定締結事業者や大口物資提供企業などの協力を得て、被災地から指定された輸送先（地域内輸送拠点又は広域輸送基地）に、迅速に輸送する。

なお、車による輸送の場合、交通インフラの被害状況や交通規制等の把握が必要であり、また緊急通行車両等の申請手続き等が必要な場合があることに留意する。

また、本市は能登半島地震の被災地におけるトイレ不足の課題を受け、清潔なトイレ環境を確保し、避難生活での健康被害や衛生環境悪化を防ぐためにトイレトレーラーを導入し、災害派遣トイレネットワークに参加している。一般社団法人助けあいジャパンより、トイレトレーラーの支援要請を受けた場合には、応援調整事務局にて支援可否を検討する。

(4) 義援物資の申出への対応

企業及び団体等から大口の物資提供の申出を受けた際は、品目、数量及び輸送手段を確認し、被災自治体のニーズと照合する。提供企業及び団体が輸送手段を持っている場合は、輸送を依頼する。輸送手段を持っていない場合は、協定締結業者等の協力を得て物資を提供する。

個人からの小口物資については、被災者のニーズとのずれや時間の経過とともにニーズが変化することから、結果的に多くの全域を十分に生かしきれなくなる場合がある。また、被災地での仕分けに多くの労力が必要となることなどに配慮し、原則として受け付けないこととする。

3 義捐金の対応

(1) 義捐金の受付

被災者の生活再建に役立てるため、福祉総務課が中心となり、市役所本館及び神代出張所において義捐金を受け付ける。

(2) 被災自治体への提供

集まった義捐金については、日本赤十字社を通じて復興支援の一助として被災自治体に提供する。

4 災害派遣等従事車両証明書の発行

被災都道府県から依頼がある災害救助・救援のために使用する車両のための災害派遣証明書について以下のとおり取り扱う。

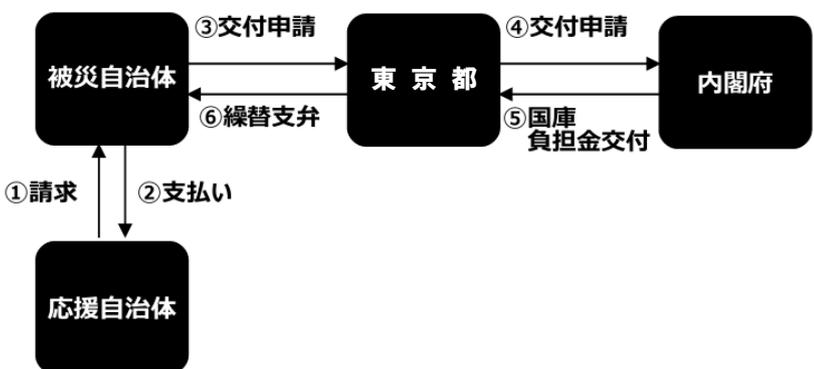
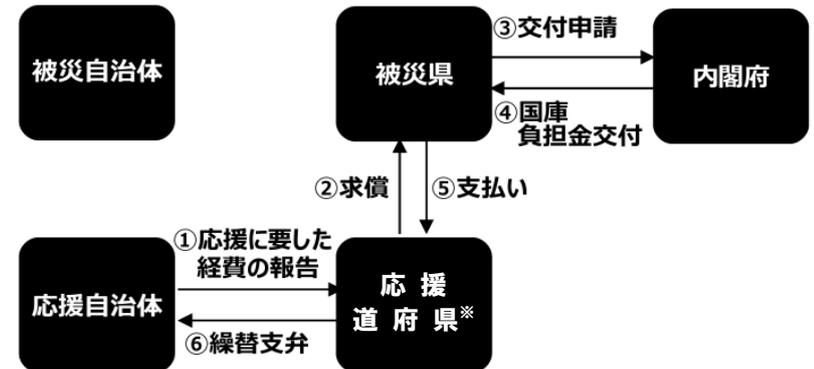
- ・災害ボランティア：NEXCOのホームページからの申請を案内する。申請が難しい場合は、総合防災安全課窓口で発行する。
- ・自治体車両：総合防災安全課窓口で証明書を発行する。

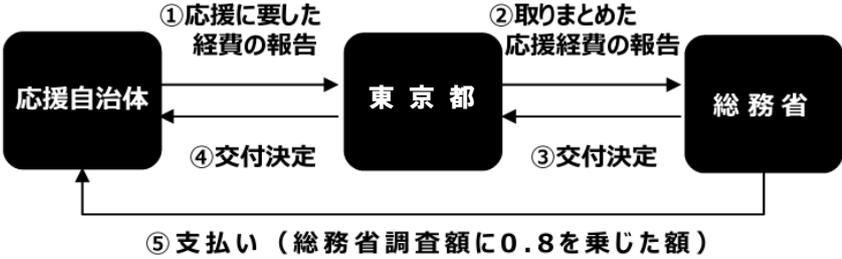
5 費用負担

市は、被災自治体の応援を行った場合は、当該応援に要した費用を負担するものとする。ただし、市長と被災自治体の長との協議により当該被災自治体が負担するものについては、この限りではない。

なお、トイレトレーラーの派遣費用負担については、次頁以降に記載の内容に基づく。

◆トイレトレーラーの派遣に要する費用負担の取り決め

項目	内容
<p>①災害救助法が適用され、求償できる場合（災害救助法の対象経費）</p>	<p>避難所運営経費など災害救助法第4条に規定する救助に要する経費は、国と被災都道府県が支弁する。災害救助法が適用された自治体の要請によりトイレトレーラーを避難所に派遣した場合は派遣した自治体が属する県へ求償できる。</p> <p>■経費の算定 応援自治体は、トイレトレーラー派遣に関する以下の費用を算定する。 (1)消耗品（備蓄物資）を提供した場合の購入（時）価格 (2)運搬に要した費用（旅費、交通費、燃料費、時間外勤務手当）</p> <p>■災害救助法対象となる応援経費の精算の流れ (1)都内への応援のケース</p>  <p>(2)都外への応援のケース</p>  <p>*直接応援は行っていないが、応援を行った市町村がある道府県</p>

項目	内容
<p>②災害救助法における「救助の種類」に該当しない場合など（災害救助法の対象外経費）</p>	<p>災害救助法が適用されない災害、もしくは災害救助法が適用されている場合でも、例えば、トイレトレーラーを避難所以外に派遣した場合は、「救助の種類」に該当しない（災害救助法の対象外経費のため）要した経費を被災都道府県へ請求できない。</p> <p>但し、被災地域の応援等に要する経費については、応援側に特別交付税措置（経費の8割）が講じられることとなっているため、特別交付税で賄われない残りの2割について、応援自治体からの請求に基づき、被災自治体が支払う。</p> <p>■経費の算定 応援自治体は、トイレトレーラー派遣に関する以下の費用を算定する。 (1)消耗品（備蓄物資）を提供した場合の購入（時）価格 (2)運搬に要した費用（旅費、交通費、燃料費、時間外勤務手当）</p> <p>■特別交付税対象となる応援経費の精算の流れ (1)都内への応援のケース</p>  <p>(2)都への応援のケース</p>  <p>※直接応援は行っていないが、応援を行った市町村がある道府県</p>
<p>派遣に要した経費、その他費用に関する取り決め</p>	<p>■前提 災害派遣トイレネットワーク事務局（一般社団法人助けあいジャパン）は、災害救助法の適用有無や受援自治体による費用支払の確約等、費用に関わる事項を可能な限り提示した上で、派遣の調整・仕様作成を行う。</p> <p>■取り決め ①災害救助法が適用され避難所に設置した場合は、規定どおり請求し支払いを受ける。 ②災害救助法が適用されたが、避難所以外に設置した場合。又は、災害救助法が適用されない場合。 (1)特別交付税措置を受けるため、応援に要した経費を報告（請求）、総額の80%について支払いを受ける。</p>

項目	内容
	<p>(2) 残り20%の経費については、応援自治体からの請求に基づき被災自治体が支払う。</p> <p>③災害救助法適用の有無や被災自治体による支払確約が取れていない段階での出勤は、派遣費用の20%を負担するリスクが生じるため、派遣調整における返答保留や辞退を認める。</p> <p>④応援職員が応援（以下「応援業務」という。）により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する自治体の負担とする。</p> <p>⑤前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、災害派遣トイレネットワーク事務局（一般社団法人助けあいジャパン）及び被災自治体、応援自治体はその都度協議する。</p>

第4節 応援力強化の取組

平素から必要な資機材の整備や職員への教育等を行い，他都市等での大規模災害等発生時に，迅速な応援活動が実施できるよう準備する。

1 人材の育成

応援に備え，平時より，災害時対応力を高める防災訓練や職員向けの研修訓練を体系的・計画的に行う。職員は，研修訓練や防災訓練へ積極的に参加し，庁内全体で災害対応力を有する人材を幅広く育成し，持続的に応援活動が実施できるようにする。

2 応援職員に必要な資機材等の準備

被災自治体の負担にならないようにするため，努めて自己完結できるよう平時から必要な資機材等の準備に努める。

第4章 本市の災害特性に応じた対応

本計画においては、大規模震災発生時を中心に想定した受援応援の対応を記述してきたが、本市で大規模な災害が発生した場合、様々な災害の特性に応じた対応が必要である。次に挙げる災害特性において、災害の概要、受援応援における基本的な考え方、本市における役割を整理する。

第1節 首都直下地震

本市においては、広域応援協定団体等から人的・物的応援を受け入れることを想定し、応援職員等の執務スペース確保等、平時から受入れの体制を整えておく。

【本市の主な役割】

- 第一次的防災機関として、都、他の市区町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して地域における災害応急対策の実施に努める。
- 必要があるときは調布市災害対策本部を設置し、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、都知事に対して自衛隊への災害派遣を要請する。
- 都本部に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん等を要請する。

第2節 南海トラフ地震

「南海トラフ地震における応急対策院派遣制度アクションプラン（令和7年2月 総務省自治行政局公務員部応援派遣室）」では、都は被害確認後応援府県等に指定されており、総務省や関係団体により構成される応援職員確保調整本部に対し、下記の対応をすることとなっている。

- ・外部からの応援職員派遣を必要とする場合：速やかに応援職員派遣を要請する
- ・他の都道府県へ応援職員派遣が可能な場合：速やかに応援職員派遣が可能なことを報告する

本市は、都内において比較的被害が少ないと想定されているため、市内の災害応急対策を実施するほか、都内の島しょ町村や都外自治体への人的・物的応援を行うことを想定する。

なお、「南海トラフ地震における応急対策院派遣制度アクションプラン」に基づく応援職員派遣とは別に、本市の災害時相互応援協定等に基づき応援職員派遣を行う場合には、都にその旨申出を行う。

【本市の主な役割】

- 第一次的防災機関として、都、他の市区町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して地域における災害応急対策の実施に努める。
- 必要があるときは調布市災害対策本部を設置し、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 都本部及び非被災市区町村に対し、必要に応じて応援等を要請する。
- 地震や津波における被害を確認した後、被害が比較的少ないと見込まれる場合には、応援要請に対応し、島しょ町村及び都外自治体への人的・物的応援を行う。

第3節 大規模風水害

震災と異なり、要配慮者等の事前避難に伴う避難所運営支援等の応援が必要である場合も想定されるため、災害発生前から都各局と事前調整を行い、円滑に受援応援を実施する態勢を構築する。対象業務としては、住居への被害による罹災証明発行支援や避難所運営支援、応急仮設住宅等の供与に係る業務等に併せて、公共施設やインフラの復旧に伴う業務等が考えられる。

【本市の主な役割】

- 第一次的防災機関として、都、他の市区町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して地域における災害応急対策の実施に努める。
- 必要があるときは調布市災害対策本部を設置し、直ちに、都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、都知事に対して自衛隊への災害派遣を要請する。
- 都本部及び非被災市区町村に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん等を要請する。

第4節 火山噴火

1 島しょ火山噴火

火山噴火における受援応援体制については、被災島しょ町村へ都本部及び非被災市区町村から人的・物的応援を行うことを基本とする。対象業務としては、住居への被害による罹災証明発行支援や避難所運営支援、応急仮設住宅等の供与に係る業務等が考えられる。

【本市の主な役割】

○応援要請に応じて、被災町村及び避難先の市区町村への人的・物的応援を行う。

2 富士山噴火による降灰

受援応援体制は、都内広範囲の降灰を想定し、広域応援協定団体等から人的・物的応援を受入れることを基本となる。

【本市の主な役割】

○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、都知事に対して自衛隊への災害派遣を要請する。

○都本部に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん等を要請する。

第5節 複合災害

複合災害時には、単独災害時よりさらに受援応援の規模が拡大し、都内での対応が困難であると想定されることから、受援応援体制は都外からの受援を中心に検討する。

1 地震発生後に風水害が起こる場合

地震発生後に風水害が発生するおそれがある場合は、地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から、浸水被害が拡大する可能性も想定されるため、このような場合には、高台等の安全な地域にある避難所等への迅速な避難誘導が必要となる。地震への対応と並行して、避難所等への避難誘導、避難所運営支援、物資調達等を行うことが必要となる。これらに対応するために、風水害が発生する前に円滑に追加の受援応援を実施できる態勢を構築することが必要である。

2 噴火による降灰に併せて地震が発生した場合

火山灰が堆積し除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化する可能性がある。また、交通機関をはじめとした首都圏インフラ機能が麻痺している中で、地震発生に伴う避難所運営支援や物資調達等が滞ると考えられる。これらに対応するために、当初の災害対応に併せて、円滑に追加の受援応援を実施できる態勢を構築することが必要である。

